

令和6年4月3日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

平 井 真 千 子

要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
4・3	参議院議員 浜田 聡 (参議院議員会館)	経済港湾委員会を踏まえて民商の実態把握に関する質問主意書の提出について	要(15:30頃)・ ☒ 否
			要(: 頃)・否
			要(: 頃)・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は			備 考
令和6年4月3日			
① 議 員 (1 名分)		43,440円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		43,440円	要請・陳情活動代表者 上島寛弘

市 会 議 長 様

会派代表者



令和6年4月16日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

要請・陳情活動代表者の氏名

上 畠 寛 弘



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

上畠寛弘

2 要請・陳情先

参議院議員 浜田 聡

3 要請・陳情活動を行った期間 令和6年4月3日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,440	円	円 40,280
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,120	円	円 39,960
過 不 足 (不 足 Δ)		円 320	円	円 320

※航空賃、鉄道賃（急行料金、座席指定料金等が必要なものに限り。）については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

神戸市会経済港湾委員会において、家賃サポート緊急一時金に係る元民商職員・元日本共産党兵庫県議候補の内部告発を踏まえた質疑において、経済観光局としても調査を行う旨の答弁を得たこと、また質疑中に執拗に不規則発言を行い、民商を庇い立てた西ただす議員（東灘区選出）の行動を踏まえて、日本政府に共有する手段と共に上記に関連した民商の不正等について政府の見解を得るべく、民商（日本共産党関連団体）の組織的積極的な指南による持続化給付金の不正受給等に関する質問主意書の提出の要望を参議院議員浜田聡議員に実施。浜田議員は質問主意書の提出を快諾頂き、質問主意書の案を当方で起草。その後、質問主意書案を踏まえて、参議院議長に通じて内閣に対して、民商（日本共産党関連団体）の組織的積極的な指南による持続化給付金の不正受給等に関する質問主意書を提出に至った。

提出された質問主意書については別添の通りである。また、質問主意書は参議院のHPにも掲載され閣議を経た政府としての答弁についても掲載が予定されていることから下記のURLを参照のこと。

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/213/meisai/m213111.htm>

引き続き、民商の不正については国との連携を行い、徹底的に追及を行い、日本国民たる神戸市民の血税の奪還に取り組んで参る。

民商（日本共産党関連団体）の組織的積極的な指南による持続化給付金の不正受給等に関する

質問主意書

令和六年二月十九日に開催された神戸市会経済港湾委員会における審議において、自由民主党神戸市会議員団の上畠寛弘議員より、民主商工会（以下「民商」という。）が税務申告において不正を指南する事例について取り上げられた。また、上畠議員は、灘民商の元職員からの告発を受けて民商の不正手口や、コロナ禍で実施された持続化給付金についても不正申請に民商が組織的かつ積極的に関わっており、神戸市が実施した「家賃サポート緊急一時金」という制度においても不正があったことを委員会の審議の場で明らかにしており、上畠議員から神戸市当局に対して、不正な申請が無かったか調査をすべきではないかと質疑がなされた。

神戸市の大畑公平経済観光局長は「御答弁を申し上げます。今、副委員長のほうからお話ございました、我々もコロナの中で非常に困っていらっしゃる事業者の方の事業継続を支えるという形で、様々な補助金とこのを実施をしてまいりました。今、具体的に御指摘がありましたのは、私どものほうが行いました家賃サポート緊急一時金というこの補助金申請に当たって不正行為があったのではないのかという御指摘という

ふうに受け止めます。我々もこの補助金の申請に当たっては、この不正のない旨を申請書として提出をしていただき、先ほどの賃貸借契約の写し、あるいは家賃を家主にきちつと払ったというその通帳の写し、あるいは領収書の写し、それから売上げが確かに減っているという売上げ状況を示す書類、こういったことを複数の書類で整合性をチェックをしながら不正受給が絶対あつてはならないという認識の下で、我々関わっている職員もその書類の不備、あるいは不整合があるものにつきました。追加で資料の提出を求める、あるいは実際に現地に店舗が存在しているのかということを現地に見に行く、こういったことも行つてまいりました。それから、その調査にも応じていただけない場合には、不認定という形で行いまして、この一定の審査基準に従いまして、我々としては適正に交付決定をしたというふうに考えてございます。実際にはこの家賃のサポートの緊急一時金の場合も申請件数というのが四千二百件余りございまして、実際に認定いたしましたのは三千六百件余りということで、この差の六百件というものは、やはり何か不都合がある、あるいは取下げという形ではじいたものでございます。ただ、御指摘のように先ほど言いました提出書類等の写しとということでございますので、この写しの書類の偽造が行われたということになりますと、これを防ぐためにはやはり契約書の原本、あるいは通帳の原本、こういったものと照らし合わせて確認をするということが必

要になつてまいります。しかしながら、コロナの状況の中でございましたので、対面の窓口によつて書類を持つてきていただくという方法ではなく、できるだけ早くに事業者の方の負担も少なく申請ができるということ、オンラインの申請、あるいは郵送の申請という申請方法で行つてまいりました。そういった意味で、原本ではなくこの写しの提出をいただくという方法を取つたわけですが、そのときの事情に鑑みればそうせざるを得なかつたというふうには考えてございます。しかし、このようなコロナ禍の中での申請というこういった事情に、それを逆手に取つてと言いますか、それを逆手に取つてこの書類の写しを偽造するという行為は、これは極めて悪質なものだというふうに私は考えております。これまでも、先ほど副委員長からお話ございましたように、具体的な不正受給を疑わせる情報があつた場合には、個別に事実確認をし、犯罪事実が確認できたものに関しては刑事告訴を行い、実際に逮捕に至つたケースもございます。今回、お話ございましたように、組織的に書類を偽造したというようなことであれば、これは極めて悪質なものであると私も考えてございますので、到底看過できるものではないと断言させていただきます。我々としてもこの不正の事実の確認のために必要な調査というのはしなければならぬというふうに考えてございます。具体的にどのような調査方法であるかという部分に關しましては、先ほど情報提供があつたというふうにお伺いしておりますので、

我々もぜひ詳しいことをお伺いをしながら、実効性のある調査というのをしていきたいと考えてございます。」と答弁をしたところであり、神戸市当局としても民商の不正に関する告発を踏まえて実効性のある調査を議会の場で確約した。

なお、民商の不正に関する質疑においては、上畠議員の質疑中にも関わらず、日本共産党所属の西ただす議員（東灘区選出）が不規則発言を行った上、議会の場で、民商の元職員の告発が取り上げられたことについて、「伝聞で聞いたことで、それで団体名も出してやること自体は問題だというふうに思うんですが、いかがでしょうか。だからこの団体名を出すこと自身が問題だと思います。」、「伝聞で特定の団体を出すということになれば、やっぱり議会のルールに反すると思うんです。」としきりに発言して、日頃から日本共産党は民間団体や企業であつても伝聞に基づいて執拗に攻撃を行っているにも関わらず、日本共産党に所属する西ただす議員が「民主商工会（民商）」については庇っているところである。以上のやりとりについては既に神戸市会の公式ホームページの録画中継にもあがっているので確認されたい。

これまでも警察白書においても民商について言及されている。また日本共産党の機関紙である赤旗が記事において批判的に取り上げているが、税務当局が民商の悪質性について問題意識をきちんと持ち、各税務署

が対処していることが理解できる事象も存在する。

なお、現在、元灘民商職員であり、日本共産党の元兵庫県議会議員候補の東郷ゆう子氏が、灘民商から解雇され日本共産党から権利制限処分を受けたのは不当であるとして、パワーハラスメントを行ったとされる神戸市会議員を筆頭に日本共産党中央委員会、日本共産党兵庫県委員会、日本共産党東灘・灘・中央地区委員会、灘民商を相手取って神戸地方裁判所に訴訟を提起し（令和五年（ワ）第九七七号除籍処分無効確認等請求事件）、労働審判を申し立てており（令和五年（ワ）第一五二二号地位確認等請求事件）、警察庁、国税庁、大阪国税局、灘税務署、兵庫労働局、神戸東労働基準監督署、公安調査庁をはじめ日本政府は情報収集を行い、状況を把握しておく必要があると考える。

これらを踏まえて以下質問する。

一 民商について警察白書においてこれまでも言及されているが、日本共産党と民商の関係について政府はどのような認識であるのか明らかにされたい。

二 日本共産党は、新日本婦人の会、日本自治体労働組合総連合とそれぞれどのような関係であるという認識であるのか明らかにされたい。

三 日本共産党は現時点においても敵の出方論を放棄せず、暴力革命の方針を堅持するという認識であるか。政府の見解は如何。

四 上述の通り、日本共産党は神戸市会においても議席を有している。各自治体における日本共産党の動向についても都道府県警察や公安調査庁は動向を調査しているか。政府の見解は如何。

五 地方自治体が把握する日本共産党の動向や情報を首長や自治体職員が警察や公安調査庁に協力して情報提供することについて禁止する法令は存在するか。

六 これまで税務申告において民商が関与した不正や違反事例は存在するか。

七 日本共産党の政党機関紙赤旗（二月八日付電子版）によれば「沖縄県商工団体連合会（沖商連）は7日、参院議員会館で国税庁に、県内で多発している人権無視の不当な税務調査の実態を告発し、事実確認、今後の対応について回答を求めました。日本共産党の小池晃書記局長、赤嶺政賢衆院議員が参加しました。」と記事を掲載しているが、国税庁、灘税務署は引き続き、民商会員に対しては不正な税務申告について予防、摘発をするとともに性悪説の観点で監視の目を緩めないでいただきたいが、政府の見解は如何。

八 警察や公安調査庁は日本共産党について調査し、情報を収集しているが、警察の職務については国税庁や労働基準監督署をはじめ各省庁は積極的に協力を行うべきであると考えるが日本政府の見解は如何。

九 経済産業省が実施した持続化給付金の申請においては、これまでに確定申告を行った実績が必要であり、それを証明する資料の一つとして申請者は、税務署の収受印が押印された確定申告の写しの提出を求められる。当然、確定申告を行っていない場合は持続化給付金の申請は不可能であるが、他者が行った確定申告税務署の収受印をコピーして貼り付ければ、確定申告を行っていないにもかかわらず、あたかも確定申告を行ったように書類を偽装する手段をもって持続化給付金の申請をしている事案もあると聞く。当然、これは不正行為で、断じて許されないものであり、経済産業省も持続化給付金の不正受給については厳しい態度で臨んでいるところであるが、確定申告を実施したか否かの有無については税務当局が把握しているので、国税庁は神戸市内を管轄する灘税務署をはじめとする税務署の申告状況を筆頭に経済産業省に対して情報をきちんと共有して、不正受給については経済産業省と国税庁が連携をして徹底的に調査を行うべきであると考えるが政府の見解は如何。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担を鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答

弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	要請・陳情活動費	領 収 書 整理番号	/
(領収書等貼付面)			
領 収 書 Receipt 領収年月日 2024.4.3 登録番号: T1120001059675 金 額 ￥39,960 (消費税等込み) 税 10% (クレジット扱い) 購入商品 JR乗車券類 (20009 4枚) 西日本旅客鉄道株式会社 東) 住吉MK53発 30010-02 印紙税申告納 付につき大淀 税務署承認済			
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)			
(備考) 要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 参議院議員 浜田 聡 議員 期間 令和6年4月3日		小計(単位:円) ¥39,960-	

令和6年4月15日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

平 井 真 千 子

要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
上畠寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
4・15	参議院議員 浜田 聡 (参議院議員会館)	朝鮮学校の補助金問題についての質問主意書の提出の要望について	要 (13:30頃) ・ ☒ 否
			要 (: 頃) ・ 否
			要 (: 頃) ・ 否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和6年4月15日			備 考
① 議 員 (1 名分)		43,440円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		43,440円	要請・陳情活動代表者 上畠寛弘

市 会 議 長 様

会派代表者



令和6年6月3日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

要請・陳情活動代表者の氏名

上 島 寛 弘



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

上島寛弘

2 要請・陳情先

参議院議員 浜田 聡事務所 秘書

3 要請・陳情活動を行った期間 令和6年4月15日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,440	円	円 40,280
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,040	円	円 39,880
過 不 足 (不足△)		円 400	円	円 400

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限り。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

神戸市会予算特別委員会において質疑を行った朝鮮学校の補助金支出については、その後の会派意見においても補助金の廃止を発表した通り、今後、廃止を目指す。それにあたって、現在、廃止となる根拠として文部科学大臣がかつて発出した朝鮮学校に係る通知では根拠としては弱いこと、また判断についても自治体任せである点、すでに発出してから時間が経過していることを踏まえて、現時点の日本政府の朝鮮学校と北朝鮮、朝鮮総連との関係性に関する認識や神戸市の支出に関しての国の意見を質すために、内閣質問主意書の提出を依頼。神戸市会における私上島の朝鮮学校に関する質疑の議事録を披露し、主旨説明。[] 秘書からは浜田議員とも共有する旨の快諾。また浜田議員から本件に関する質問主意書の依頼を承諾いただいたことから、改めて、内閣質問主意書案を当方で作成の上、持参することとなった。また本件質問主意書提出にあたっては兵庫県議会議員 長瀬猛議員の協力も得て、兵庫県と神戸市で連携して取り組む予定である。

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	2									
(領収書等貼付面)												
領 収 書 Receipt 自由民主党神戸市会議員様 領収年月日 2024.4.14 登録番号: T1120001059675 金額 ￥39,880 (消費税等込み) 税 10% 〔クレジット扱い〕 <table border="0"><tr><td>購入商品</td><td>JR乗車券類</td><td rowspan="4" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印紙税申告納 付につき大淀 税務署承認済</td></tr><tr><td>(60041 4枚)</td><td></td></tr><tr><td>西日本旅客鉄道株式会社</td><td></td></tr><tr><td>東) 住吉MK53発行 00042-02</td><td></td></tr></table>				購入商品	JR乗車券類	印紙税申告納 付につき大淀 税務署承認済	(60041 4枚)		西日本旅客鉄道株式会社		東) 住吉MK53発行 00042-02	
購入商品	JR乗車券類	印紙税申告納 付につき大淀 税務署承認済										
(60041 4枚)												
西日本旅客鉄道株式会社												
東) 住吉MK53発行 00042-02												
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)												
(備考) 要請・陳情活動者 上嶋寛弘		小計(単位:円)										
要請・陳情先 参議院議員 浜田 聡事務所		¥39,880-										
期間 令和6年4月15日												

令和6年6月27日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

会派の代表者の氏名

平井真千子

要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名 上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
6・27	参議院議員 浜田 聡 (参議院議員会館)	自衛官募集事務にかかる自治体との連携 について	要(16:00頃)・ ☒ 否
			要(: 頃)・否
			要(: 頃)・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和6年6月27日			備 考
① 議 員 (1 名分)		43,120円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		43,120円	要請・陳情活動代表者 上島寛弘

市 会 議 長 様

会派代表者印



令和6年10月 8日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

要請・陳情活動代表者の氏名

上 畠 寛 弘



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

上畠寛弘

2 要請・陳情先

参議院議員 浜田聡

3 要請・陳情活動を行った期間 令和6年6月27日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	① のうち航空 賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,120	円	円 39,960
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,040	円	円 39,880
過 ・ 不 足 (不 足 △)		円 80	円	円 80

※航空賃、鉄道賃（急行料金、座席指定料金等が必要なものに限り。）については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

5 要請・陳情活動結果の概要

自衛官募集事務にかかる自治体との連携について、参議院議員浜田聡議員に陳情を実施。浜田議員はこの必要性を認識。また自衛官募集事務に対する日本共産党から極左による妨害状況についても共有を行った。本件についても浜田議員は問題である旨について同意をされた。また、別添の通り、自衛官募集事務にかかる神戸市の状況をふまえた内閣に対する質問主意書案を私の方で作成を行い、次期国会において本件について提出頂くことを快諾いただいた。

以下、質問主意書案

自衛官募集事務に係る自治体の協力と日本共産党による妨害等に関する質問主意書

令和元年10月29日に開会された神戸市会令和元年第2回定例会本会議では神戸市会議員の上島寛弘議員の一般質問において自衛隊が行う自衛官募集事務への協力について取り上げられた。上島議員は、「自衛官等の募集事務については、自衛隊法施行令を根拠とする法定受託事務として、各市町村は募集に関する広報・宣伝・報告または資料の提供等の事務を行うこととされております。特に今年度は防衛省や自衛隊兵庫地方協力本部から、募集対象者情報の紙媒体または電子媒体での提出依頼があったと聞きます。いわゆるこの規定については、できる規定であるため、自治体により判断が分かれている状況であります。提供する情報は、従前から対応している住民基本台帳の一部の写しの閲覧で得られるものと同一であることから、私は個人情報保護の観点においても問題はないと考えております。これまで手書きで自衛隊の方が区役所等に來られて写していらっしゃるという状況を聞いておりますけれども、自衛隊は市民生活の安全・安心に大きく貢献しておりますし、私たち神戸市民も、震災の際には本当に自衛隊員の皆様には助けていただきました。また、国の防衛という重要な役割を担っていることから、この募集対象者情報については積極的に電子媒体で提供すべきというふうに考えておりますが、見解をお伺いいたします。」と神戸市長に対して、自衛隊への神戸市としての一層の協力を要請し、見解を求めた。

これに対して、久元喜造神戸市長は、「御指摘をいただきましたとおり、自衛隊は阪神・淡路大震災を初め、災害時に市民生活の安全・安心に大きな役割を果たしていただいています。自衛官募集の広報・宣伝につきましては、現在広報KOBÉ9月号に募集情報を掲載しております。各区役所で隊員募集ポスターを掲示し、希望者へは自衛官募集パンフレットや就職説明会チラシを配布しております。広報KOBÉの紙面、各区役所の掲示板、書架のスペースなどは限られている状況ではありますが、議員御指摘の点を踏まえ、できる限り対応をしていきたいと考えております。そのような対応に加えまして、この自衛官募集につきましても、自衛官の募集に関する対象者情報の閲覧につきましては、住民基本台帳法第11条を根拠に、防衛省自衛隊兵庫地方協力本部が閲覧請求を行い、その本部職員が住民基本台帳の一部の写しを閲覧の上、対象者の住所、氏名、生年月日、性別の4情報を転記しております。議員御指摘のとおり、4月に防衛大臣から全国の首長に対し、紙媒体・電子媒体での提供及び細部について各地方協力本部より調整するため対応をお願いしたい旨の文書が発出され、兵庫県地方協力本部長からも、紙媒体または電子媒体での提出の依頼を受けております。自衛隊に対する対象者情報の媒体での提供に当たりましては、法令及び個人情報保護の観点から判断が必要と考えます。自衛官募集に関する法令の根拠といたしましては、自衛隊法及び同施行令におきまして、自衛官募集事務は市町村がその一部を実施すること、防衛大臣は市町村長に対し資料の提出を求めることができる旨規定をされております。個人情報保護の観点からは、神戸市個人情報保護条例第9条第1項におきまして、個人情報の提供を制限しておりますけれども、法令等の規定がある場合はその限りではない旨が規定をされております。これらの規定を勘案いたしますと、自衛隊兵庫地方協力本部に対し、対象者情報を電子媒体で提供することも可能ではないかというふうに考えられますので、議員御指摘の点も踏まえ、今後対応に向けて検討してまいりたいと考えております。」と答弁したところである。

その後、令和元年11月29日に開会された神戸市会総務財政委員会において、上島議員は、「前回の私の一般質問の機会において、自衛隊の募集業務等を地方自治体が担うということで、ぜひ積極的な協力をしていただきたいということをたださせていただきまして、市長からも前向きな御答弁をいただきました。また、募集業務という

ものでまた自衛隊さんのほうから来られることあると思うんですけども、あの質疑の後にどのような対応をしていたかということと、今後どういった対応をできるのか、御答弁いただけますでしょうか。」と再度質疑を行い、遠藤卓男行財政局長は、「自衛官、自衛官候補生に対しての情報提供ということでございますが、これにつきましては、防衛省の兵庫地方協力本部のほうから令和2年の2月に提供してほしいという旨での依頼を現在受けているところでございます。現在、提供に向けての調整を進めているところでございます。具体的に申し上げますと、提供いたします対象者の生年月日等の抽出条件、データの並びとかファイルの形式とか、そういったことの確認であったり、また、個人情報の厳正な管理を担保するということで、個人情報の取り扱いに関して防衛省と神戸市との間で覚書を締結をしなければならないと考えておりますので、その内容、あるいは締結の時期についての検討をしております。そのほか必要な事項について内部あるいは防衛省と調整をしているところでございます。これらの調整を鋭意進めまして、先方からお話のある来年2月には電子媒体による提供を行いたいと、そのように考えてございます。以上です。」と答弁し、上島議員は、「自衛隊の存在というものは、防災も、災害時の対応もそうですけどね、安全保障の面にも大変大事な存在でございますので、この日本を構成する地方自治体として当然の協力というものを当然にさせていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。」と締めくくり、これらの質問質疑、答弁を端緒に年を明けて令和2年2月10日付で神戸市と自衛隊兵庫地方協力本部は、募集対象情報の提供に関する覚書を締結し、これ以外、自衛隊の依頼を受けて、電子媒体での提供を行っている。

これまでは、自衛官が神戸市分を手書きで転記していたことから、業務効率は飛躍し、神戸市の自衛隊への協力は募集事務に貢献するものである。しかしながら、これら神戸市会での質問や、神戸市と自衛隊兵庫地方協力本部との覚書の締結や自衛隊への協力に、日本共産党を筆頭に反発、反対する勢力も存在し、日本共産党は神戸市会の場合において執拗に中止を求めているところである。

例えば、令和元年11月29日に開会された神戸市会文教こども委員会では日本共産党の味口としゆき議員（灘区選出）が、「自衛隊にかかわらず自治体の外部組織に対して、電子媒体という容易に加工複製され、漏えいが懸念される方法で大規模に住民の名簿を提供することは、やはり住民のプライバシー権を侵害するものだ」と反対を表明し、令和5年10月17日開会の総務財政委員会では、私たちの個人情報をわたさない神戸市民の会の岡崎史典氏が提出した「陳情第26号自衛隊へ、18歳、22歳の住基4情報の提供中止を求める陳情」の審議においても日本共産党の大かわら鈴子議員（兵庫区選出）は、採択を主張し、プライバシー権の侵害にも当たるということで危険なものであると発言した。

その後、令和6年5月29日開会の令和6年第1回定例5月議会本会議の一般質問において、日本共産党の赤田かつり議員（垂水区選出）は、神戸市による自衛隊兵庫地方協力本部に対する提供について、プライバシー権を保障した憲法13条に違反する行為として、神戸市に提供の中止を求めた。これに対して小原一徳神戸市副市長は、「自衛隊への募集対象者情報の提供につきましては、自衛隊からの依頼を受け、自衛隊法第97条及び同施行令第120条を根拠に毎年各年度に18歳、22歳になる方の情報を提供しているものでございます。自衛隊法第97条第1項及び同施行令第120条におきましては、自衛官募集事務は市町村がその一部を実施すること、防衛大臣は市町村長に対し、資料の提出を求めることができる旨規定されているところでございます。一方、個人情報保護の観点におきましても、個人情報保護法第69条第1項で、個人情報の提供を制限しているところですが、法令等の規定がある場合はその限りではない旨規定されておりまして、提供の根拠としている自衛隊法施行令第120条はその法令に該当する旨、国からも示されているところでございます。このように、自衛隊の依頼を受け募集対象者情報を提供することにつきましては、法令に根拠があり、個人情報保護法においても提供制限が解除されていることから、適切な対応であり、中止することは考えていないものでございます。」と明確に答弁をし、赤田議員の質問を一蹴したところである。しかしながら、赤田議員は更に執拗に質問を重ね、「自衛隊法施行令第120条には、防衛大臣は自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し必要な報告、または資料の提出を求めることができると、こう書かれてあるわけであって、この条文をどこからどう読んでも、個人情報の提供というのがあると読み取るのは無理があると思うんですよ、違いますか。」とし、小原副市長は、「神戸市として法令に基づいて、適切に対応しているものと認識しております。」と答弁した。その後、重

なる質問を赤田議員は繰り返すが、久元喜造神戸市長は、「29年前に阪神・淡路大震災のときには自衛隊によりまして、多くの人命が救われ、また支援者に対する支援も行われました。また、能登半島地震被災地域におきましても自衛隊の活動は大変重要なものであります。さらに自衛隊は我が国の防衛という極めて重要な任務を背負っているところでありまして、自衛隊はこれらの任務を全うするためには必要な人材、人員を確保する必要があり、神戸市としては自治体として、自衛隊の人員確保に協力することが適切であると、こういう、これは国がどうだからということではなくて自治体としての神戸市の判断で提供しているということです。」と至極真つ当な答弁を行ったところである。また、日本共産党議員が登壇する質問時にのみ集まった傍聴者らは議長の許可もなく、更に再三の注意にも関わらず、本会議中に発言や野次を答弁者である行政当局に浴びせて、本会議の議事進行に対して悪質な妨害行為を行ったことを付記する（神戸市会議事録速記録・インターネット中継参照）。現在、国としては神戸市のみならず、各自治体から協力を得て、募集者情報提供を受けているところであるが、主権侵害を継続する中国や北朝鮮などが近隣に存在し、災害大国でもある我が国においては、国内で日本共産党による組織的な反自衛隊活動が全国各地に蔓延し、自衛隊組織を脆弱にすることは、日本国民の生命と財産を脅かす深刻な事態である。

日本政府としては各省庁が自衛隊の募集事務に更なる連携を行い、警察庁をはじめ然るべき情報収集を行った上、円滑な募集事務遂行の為に必要な対策を執るべきである。以上をふまえて以下の通り、質問する。

- 一、 神戸市は、令和2年4月以降、自衛隊兵庫地方協力本部の依頼があるごとに、募集対象者情報として、18歳及び22歳に達する神戸市民の募集対象者情報である氏名、住所、生年月日及び性別を電子記録媒体に記録して、自衛隊兵庫地方協力本部に対して提供しているところであるが、これら神戸市の行為は、日本国憲法13条、住民基本台帳法11条1項のいずれにも違反していないと考えるが、日本政府の見解は如何か。
- 二、 自衛官募集事務にかかり地方自治体から自衛隊の地方協力本部に対して募集対象者情報を提供する際には、募集対象者本人からの同意を法的に得る必要はあるのか。日本政府の見解は如何か。
- 三、 地方自治体が自衛隊に対して募集対象者情報を提供する根拠規定は自衛隊法97条1項、自衛隊法施行令120条であるのか。日本政府の見解は如何か。
- 四、 現在、神戸市のように自衛隊に対して、電子媒体によって募集対象者情報の電子媒体での提出を行う形式で協力をしている地方自治体はどこか。全て明らかにされたい。
- 五、 地方自治体が自衛隊に対して募集対象者情報を提供するにあたり、令和2年4月時点の個人情報の保護に関する法律等の関係法令においては、地方自治体が設置する個人情報保護審議会に諮問し、答申を受ける必要は法的にあるのか。日本政府の見解は如何か。
- 六、 自衛官の募集事務は自衛隊と地方自治体の連携、民間の自衛官募集相談員の方々の協力もあって維持されているが、今後、一層の募集業務の円滑化の為に具体的施策を執るべきであるが、日本政府の見解は如何か。
- 七、 住民基本台帳法第11条の2第1項においては、「その活動に必要な限度において」と規定されており、住民基本台帳の一部の写しから除外又は抹消したものを閲覧に供することができる一方で、住民基本台帳法第11条第1項では、「その活動に必要な限度において」との規定はなく、除外又は抹消することはできないものと考えている。ここで、自衛官募集事務のため、自衛隊からの住民基本台帳法第11条第1項に基づく閲覧請求において、除外又は抹消した住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供する取扱い、住民基本台帳法上、問題があるのか、ないのか、日本政府の見解は如何か。
- 八、 国家と国民を守る自衛官の待遇、労働安全衛生を早急に改善し、自衛官の給与の更なる引き上げを行うべきであると考えますが日本政府の見解は如何か。
- 九、 天皇陛下による認証官とすべき官職であるか否かはどのような判断基準によって各官職の各規定の策定時に盛り込んだのか明らかにされたい。
- 十、 国家と国民を守る為、日々、自衛官の方々は職務を果たされており、自衛官の最高位者である統合幕僚長はじめ海上幕僚長、陸上幕僚長、航空幕僚長については、任免にあたって天皇陛下の認証が必要とされる認証官とすべきである。石破茂内閣総理大臣は、自衛官の統合幕僚長はじめ海上幕僚長、陸上幕僚長、航空幕僚長については天皇陛下の認証が必要とされる認証官とすべきと考えるか。見解を明らかにされたい。
- 十一、 現在の見解は如何か。これまでに日本政府内において議論、検討された事実はあるか、現在の進捗は如

何か明らかにされたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	要請・陳情活動費	領 収 書 整理番号	3
(領収書等貼付面)			
領 収 書 自由民主党神戸市会 議員田・無所属の会様 Receipt 領収年月日 2024.6.26 登録番号: T1120001059675 金 額 ￥39,880 (消費税等込み) 税10% 〔クレジット扱い〕 購入商品 JR乗車券類 (40130 4枚) 西日本旅客鉄道株式会社 東) 住吉MK53発行 50131-02 印紙税申告納 付につき大淀 税務署承認済			
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)			
(備考)要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 参議院議員 浜田 聡事務所 期間 令和6年6月27日		小計(単位:円) ¥39,880-	

令和6年10月1日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

会派の代表者の氏名

平井真千子

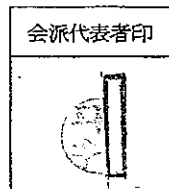


要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名 上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
10・2	参議院議員 山田 宏事務所 (参議院議員会館)	令和7年度国家予算要望について	要(9:00頃)・ ☒ 否
・2	参議院議員 浜田 聡事務所 (参議院議員会館)	公営住宅における外国人の取扱いに ついて	要(13:00頃)・ ☒ 否
			要(: 頃)・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和6年10月1～2日			備 考
① 議 員 (1 名分)		57,470円	要請・陳情先とのアポ イントメントの時間が 早朝のため、前泊を認 めます。 団長 平井真千子 
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		57,470円	要請・陳情活動代表者 上島寛弘

市 会 議 長 様



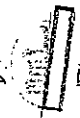
令和6年10月 8日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

要請・陳情活動代表者の氏名

上 畠 寛 弘



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

上畠寛弘

2 要請・陳情先

参議院議員 山田宏 事務所

参議院議員 浜田聡 事務所

3 要請・陳情活動を行った期間 令和6年10月1～2日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 57,470	円	円 40,100
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 57,260	円	円 40,100
過 不 足 (不 足 △)		円 210	円	円 0

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

参議院議員 山田宏事務所に対して、令和7年度国家予算要望を提出し、神戸市要望の実現について依頼。山田宏議員は歯科医師会推薦を受けていることも踏まえて、福祉医療に係る予算に関して特に尽力頂くように説明を実施し、取組む旨を回答いただいた。

次に参議院議員 浜田聡事務所においては浜田聡議員と面談。予算特別委員会ならびに決算特別委員会における取組みを踏まえて、公営住宅における外国人の取扱いについて要望を実施。現在、神戸市は国土交通省の通知によって日本人も外国人も平等に取り扱い、日本人が入居できない状況も発生している。この点について議事録も踏まえて、国会法による質問主意書の提出を依頼。質問主意書を案を下記の通り、立案したところ、浜田議員は提出頂くこととなり、令和6年10月7日に提出完了頂いた。

外国人の公営住宅への入居に関する質問主意書

神戸市会において令和6年3月1日に開会された令和6年予算特別委員会第1分科会では、神戸市建築住宅局に対して自由民主党神戸市会議員団の上畠寛弘議員より、外国人の公営住宅への入居に関して質疑が行われた。上畠議員からは、日本国民であっても外国人であっても抽せんによって決められており、日本国民が優先されず、平等の名の下に実質、日本国民と外国人が同等に取り扱われているという悪しき平等となっている点が指摘されており、既に外国人は永住許可者のみならず、中長期在留許可者についても同じような取り扱いとなっていることについての事実確認が行われた。

これに対して、片野建築住宅局副局長は、「外国人の入居申込資格に関しましては、国土交通省から通知がございます。これも理事御指摘のとおりですけれども、特別永住者については認めるものと、その他の外国人についても、出入国管理及び難民認定法の、いわゆる中長期在留者については、地域事情を勘案の上、可能な限り地域住民と同様に入居資格を認めるものとする」とありまして、実際、他の政令指定都市でも神戸市と同様に、中長期在留者も含めて入居資格を認めておるという事実はございます。入居申込資格がある以上は、国籍により取扱いを変えるというのはできないと考えておりますので、抽せん入居者を決めておるということでございます。」と答弁した。

答弁を受けて、上畠議員は、先の答弁の根拠は、「平成30年12月25日国住備第134号、国土交通省住宅局住宅総合整備課長から各都道府県・政令市住宅主務部長宛て、公営住宅への外国人の入居に関する取扱いについて」であり出入国管理法の關係に規定する中長期在留者についても「地域の実情を勘案の上、可能な限り地域住民と同様の入居申込資格を認める取扱いとしていただきたい」と通知文の記載があることを指摘した。中長期在留者には留学ビザも含まれるのかと問うと、片野建築住宅局副局長は「御指摘のとおり、留学生の方であっても、中長期在留資格があつて、あとは単身でないとか、そういった条件に合う場合に関しては、通常の申込みができるというふうに理解しております。」と答弁した。

上畠議員は、自身の選挙区内においても日本人の方が実際に市営住宅の抽選に外れている声が届き、相談も受けていることを踏まえて、平等の名の下に、中長期の在留許可の外国人ももともと住んでいる日本国民も平等であることについて批判し、通知にある地域の実情の勘案について疑問を呈し、日本国民を最優先にする住宅政策を強く要求したところである。

以上を踏まえて以下、質問する。

- 1, 国土交通省住宅局住宅総合整備課長が各都道府県・政令市住宅主務部長宛に発出した国住備第134号「公営住宅への外国人の入居に関する取扱いについて」は、地方自治体は必ず遵守する法的義務はあるのか。日本政府の見解は如何。
- 2, 国土交通省住宅局住宅総合整備課長が各都道府県・政令市住宅主務部長宛に発出した国住備第134号「公営住宅への外国人の入居に関する取扱いについて」に記載される「出入国管理及び難民認定法第19条の3第1項に規定する中長期在留者については、地域の実情を勘案の上、可能な限り地域住

民と同様の入居申し込みを認める取扱いとしていただき、あわせて外国語による入居者募集案内等の広報の充実にも努めていただきますようお願いいたします。」とあり、あくまでも判断は地方自治体の自由な裁量によって決定するものであると解釈することは可能か。日本政府の見解は如何。

3、国土交通省住宅局住宅総合整備課長が各都道府県・政令市住宅主務部長宛に発出した国住備第134号「公営住宅への外国人の入居に関する取扱いについて」に記載される「出入国管理及び難民認定法第19条の3第1項に規定する中長期在留者については、地域の実情を勘案の上、可能な限り地域住民と同様の入居申し込みを認める取扱いとしていただき、あわせて外国語による入居者募集案内等の広報の充実にも努めていただきますようお願いいたします。」における「地域の実情」とは具体的には何を想定するものであるか。国土交通省はじめ日本政府の見解は如何。

4、地方自治体が運営する公営住宅の供給が不足し、日本国民たる住民さえも入居が困難である場合において、中長期在留者の外国人については、日本国民である地域住民と同様の入居申し込みを認める取扱いとはしないことは現行制度上、可能であるか。日本政府の見解は如何。

以上、石破茂内閣総理大臣におかれては外国人よりもまずは日本国民を大切にする政治を行うことを強く求め、答弁を頂きたい。尚、質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。右質問する。

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	要請・陳情活動費	領 収 書 整理番号	4
(領収書等貼付面)			
領 収 書 自由民主党神戸市会議員団 無所属の会 様 Receipt 領収年月日 2024.10.-1 登録番号: T1120001059675 金 額 ￥40,100 (消費税等込み) 税 10% 〔クレジット扱い〕 購入商品 JR乗車券類 (10253 4枚) 西日本旅客鉄道株式会社 東)住吉MK53発行 20254-02 印紙税申告納 付につき大淀 税務署承認済			
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)			
(備考)要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 参議院議員 山田 宏事務所 参議院議員 浜田 聡事務所 期間 令和6年10月1日～2日		小計(単位:円) ¥40,100-	

令和6年10月8日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

会派の代表者の氏名

平井真千子

要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名 上畠寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
10・8	台北駐日経済文化 代表処	神戸空港就航にあたり、台湾国内空港の 発着枠確保について	要 (17:00 頃) ・ ☒ 否
.			要 (: 頃) ・ 否
.			要 (: 頃) ・ 否
.			要 (: 頃) ・ 否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和6年10月8日 1日間			備 考
① 議 員 (1 名分)		43,950円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		43,950円	要請・陳情活動代表者 上畠寛弘

市 会 議 長 様

会派代表者



令和6年10月 9日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

要請・陳情活動代表者の氏名

上 島 寛 弘 (印) ㊞

要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

上島寛弘

2 要請・陳情先

台北駐日経済文化代表処

3 要請・陳情活動を行った期間 令和6年10月8日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,950	円	円 40,500
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 44,380	円	円 40,720
過 不 足 (不足△)		円 - 430	円	円 - 220

※航空賃、鉄道賃（急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。）については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

台湾の駐日大使館に相当する台北駐日経済文化代表の副代表 周学佑閣下、協調部に神戸空港の国際化にあたって台湾線の就航実現の為、現在、神戸と台湾線の就航にあたって実現するための以下の機会点を共有。

1. 国際化の時期

○現在、新ターミナル及び駐機スポットの拡大（10から15）の整備を進めており、2025年（令和7年）3月に完成予定。

○国際チャーター便の就航については、2025年春の供用開始で調整中。

2. チャーター便の課題

○台湾の交通部民用航空局（CAA）のルールとして、旅行会社を通じた旅行商品のみの販売に限定されており、個札販売（エアラインが直接個人へ販売）ができないと、台湾の航空会社より聞いている。（個札販売できる方が柔軟性がある。）

3. 台湾側の課題

○桃園国際空港の第3ターミナルが2027年（令和9年）下半期に供用予定。

○桃園国際空港は離発着が多いことから、希望する発着枠（時間）が確保できるか、台湾側のエアラインと台湾交通部民用航空局（CAA）において調整が必要。

4. 神戸空港側の受け入れの可否、課題など

国内空港では、一般的に、以下の課題が指摘されているが、神戸空港においては、航空会社や各事業者間の調整が早くから実施されており、現段階において受入れを拒否するような事象は発生していないと聞いている。

○グラシドハンドリングの人材不足

○航空燃料の供給不足

→航空燃料供給不足への対応に向けた官民タスクフォースが立ち上がり、国交省・経済産業省資源エネルギー庁が2024年（令和6年）7月に行動計画を策定した。

機会点のうち、台湾側の課題として現在就航を目指す桃園国際空港においては過密化しており、必要な発着枠を確保が現在困難な状況。よって台湾交通部民用航空局に対して、神戸と台湾の就航の為、駐日代表処として交通部に対して課題解決の為の協力を要請。神戸空港の国際化にあたって台湾線の就航については昨年も蔡副代表や謝長延代表も協力を快諾して下さっており、今回、具体的に明らかになった課題についても協力を約束して下さい。



Taipei Economic and Cultural Representative Office
in Japan (Taiwan Representative Office)

Chou, Shyue-yow

Deputy Representative

5-20-2, Shirokanedai, Minato-ku,
Tokyo, 108-0071, Japan
E-mail: jhychow@mofa.gov.tw

Tel: (03) 3280-7857
Fax: (03) 3280-7859

使途項目	要請・陳情活動費	領 収 書 整理番号	5
(領収書等貼付面)			
領 収 書 自由民主党神戸市会議員印・ Receipt 無所属の会 様 領収年月日 2024.10.-8 登録番号: T1120001059675 金 額 ￥40,720 (消費税等込み) 税10% (クレジット扱い) 購入商品: JR乗車券類 (30178-48) 西日本旅客鉄道株式会社 新神戸駅MK40発行 40179-02 印紙税申告納 付につき大湊 税務署承認済			
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)			
(備考)要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 台北駐日経済文化代表処 期間 令和6年10月8日		小計(単位:円) ¥40,720-	

令和6年8月30日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

会派の代表者の氏名

平井 真千子



要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
河南忠和			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
9・3	文部科学大臣 盛山正仁 議員 (衆議院議員会館)	国家予算に対する要望(神戸市 教育委員会、文化スポーツ局所管分)	要(13:00頃)・ ☒ 否
・			要(: 頃)・否
・			要(: 頃)・否
・			要(: 頃)・否
・			要(: 頃)・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和6年9月3日			備 考
① 議 員 (1 名分)		43,900円	要請・陳情活動代表者 河南忠和
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計(①+②)		43,900円	

市 会 議 長 様

会派代表者



令和6年10月22日

会派の名称

自由民主党神戸市議員団・無所属の会

要請・陳情活動代表者の氏名

河 南 忠 和



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

河南忠和

2 要請・陳情先

文部科学大臣 盛山正仁 議員 (文部科学省)

3 要請・陳情活動を行った期間 令和6年9月3日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,900	円	円 40,320
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,140	円	円 39,560
過 不 足 (不足△)		円 760	円	円 760

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

日時 2024年9月3日

案件 盛山正仁文部科学大臣に対する国家予算に対する要望活動

文部科学大臣 盛山正仁議員に神戸市からの国家予算に対する要望活動を、兵庫県予算の要望は伊藤栄介議員から行った。

下記は、その時の神戸市予算に対する大臣発言メモ。

記

○学校給食の要望

財源と権限はセットの問題。

学校給食は給食の内容にバラツキが大きい。

単価も違いがある、やってないところがある。ということはどう考えるかがある。

調査中だが、時間がかかる。

○教職員の定数

今後中学も35人学級に進むようにお願いしたい。

小学校の次の順番です。

○GIGA スクール構想

ハードに関しては、昨年予算化しました。

維持はハードに入っている。

ネットワークの保守改善は総務省。

今年度調査をし、今後どうするかという問題。

総務省の交付税とセットの話。来年になる。

デジタル教科書は安い。財務省とどう折衝するか？

○ハンター住宅移築

聞いていない。

何をどうして欲しいのか、きちんと神戸市が説明して欲しい。

以上

(所感)

大臣に要望した訳ですが、学校給食の問題も高校無償化の問題も財源と権限の話であるとの回答でありました。

三位一体改革ということで、既に地方への財源と権限の移譲を行い、どう使うかは地方の考え方ということなら、豊かな東京や大阪に対して周辺の市町がどう対応するのか？

権限財源を超えて、日本のどこに住んでいても、適正な教育を受ける事ができるかということについて、国でもっと議論があっても良いのではないかと考えました。

使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	6
(領収書等貼付面)			
領収書 RECEIPT			
宛名 RECEIVED FROM			
自由民主党神戸市会議員団・無所属の会 様			
お預かり番号 RESERVATION NUMBER 2021			
クレジットカード番号 CARD NUMBER AEON			
金額計 TOTAL AMOUNT		¥19,780 (10%・税込) (クレジットカード利用・Credit card use)	内容 DETAIL 乗車券類のご購入代金 TICKETS PRICE
購入日 DATE OF PURCHASE 2024年9月2日		乗車日 DATE OF DEPARTURE 2024年9月3日	
列車名・券種 利用区間		のぞみ84号 新神戸 → 東京 FROM TO	
東海旅客鉄道株式会社 Central Japan Railway Company 登録番号 T3180001031569			
			
領収書 RECEIPT			
宛名 RECEIVED FROM			
自由民主党神戸市会議員団・無所属の会 様			
お預かり番号 RESERVATION NUMBER 2022			
クレジットカード番号 CARD NUMBER AEON			
金額計 TOTAL AMOUNT		¥19,780 (10%・税込) (クレジットカード利用・Credit card use)	内容 DETAIL 乗車券類のご購入代金 TICKETS PRICE
購入日 DATE OF PURCHASE 2024年9月3日		乗車日 DATE OF DEPARTURE 2024年9月3日	
列車名・券種 利用区間		のぞみ49号 東京 → 新神戸 FROM TO	
東海旅客鉄道株式会社 Central Japan Railway Company 登録番号 T3180001031569			
			
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)			
(備考) 要請・陳情活動者 河南忠和 要請・陳情先 文部科学大臣 盛山正仁 議員 期間 令和6年9月3日		小計(単位:円) ¥39,560-	

令和6年11月25日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

会派の代表者の氏名

平井真千子



要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名 上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
1.1・25	参議院議員 浜田 聡 (参議院議員会館)	一般質問に向けて再度の非核神戸方式に関する質問主意書の提出について	要 (16:00頃) ・ ☒ 否
			要 (: 頃) ・ 否
			要 (: 頃) ・ 否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和6年11月25日			備 考
① 議 員 (1 名分)		43,040円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		43,040円	要請・陳情活動代表者 上島寛弘

市 会 議 長 様

会派代表者



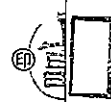
令和6年11月27日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

要請・陳情活動代表者の氏名

上 島 寛 弘



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

上島寛弘

2 要請・陳情先

参議院議員 浜田聡

3 要請・陳情活動を行った期間

令和6年11月25日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,040	円	円 39,880
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,300	円	円 39,180
過 不 足 (不足△)		円 △260	円	円 700

※航空賃、鉄道賃（急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。）については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

参議院議員 浜田聡議員に対して、非核神戸方式について再度の国会法によって質問主意書の提出を頂くべく要望。質問主意書案としては前回の非核神戸方式に関する答弁書によって作成した内容であり、今回の一般質問に際して、非核神戸方式の打破に向けて協力下さる旨、快諾を頂き、概ね当方で作成した質問主意書案が提出されることとなった。

日米両国に悪影響を及ぼす神戸市が行う「非核神戸方式」に関する質問主意書

第213回国会（常会）に答弁された内閣参質二一三第一四号参議院議員浜田聡君提出国の専決事項たる外交や安全保障を侵害する非核神戸方式に関する質問に対する答弁書に基づいて、神戸市が行う、いわゆる「非核神戸方式」について質問を次の通り行う。

内閣参質二一三第一四号の答弁書については神戸市会においても引用されており、令和6年12月の神戸市会本会議において自由民主党神戸市会議員団・無所属の会所属の上嶋寛弘議員が非核神戸方式について一般質問を執り行う予定であることから、明快な答弁を求める。以上を踏まえて、以下質問する。

1、米国海軍艦船の核搭載にかかる方針を示す文書については米国海軍のオフィシャルサイトに掲載される公開情報として次のURLの通り、

「[https://www.secnav.navy.mil/doni/Directives/05000%20General%20Management%20Security%20and%20Safety%20Services/05-](https://www.secnav.navy.mil/doni/Directives/05000%20General%20Management%20Security%20and%20Safety%20Services/05-700%20General%20External%20and%20Internal%20Relations%20Services/5721.1H.pdf)

[700%20General%20External%20and%20Internal%20Relations%20Services/5721.1H.pdf](https://www.secnav.navy.mil/doni/Directives/05000%20General%20Management%20Security%20and%20Safety%20Services/05-700%20General%20External%20and%20Internal%20Relations%20Services/5721.1H.pdf)」においても明らかになっているところである。米国海軍の日本への寄港時の対応として米国海軍の艦艇や航空機には核兵器を配備しないことが米国の方針であることを日本政府は把握しているか。日本政府の見解は如何。

2、阪神淡路大震災時に米国政府より救援の打診があったことは事実であるのかとの質問に対して「救援の打診」があったことは事実であると日本政府は答弁をしているが、なぜ当時救援の打診があったにも関わらず、実現に至らなかった理由について日本政府が米国政府の救援打診を拒否したのかを含めて明らかにされたい。

3、米軍は東日本大震災時にトモダチ作戦の名の下に災害救助・救援及び復興支援に多大なる支援をして下さったところであるが、日本政府の米軍のトモダチ作戦に対する評価を明らかにされたい。

4、港湾管理者である地方自治体が法令や条例に拠らず、外国艦船が核兵器を搭載していないことを証する文書の提出をしないことを以て、外国艦船の入港を拒絶することは法理上、許されるか。日本政府の見解は如何。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。右質問する。

使途項目	要請・陳情活動費	領 収 書 整理番号	7
(領収書等貼付面)			
領 収 書 西日本旅客鉄道株式会社 様 Receipt 領収年月日 2024.11.25 登録番号: T1120001059675 金 額 ￥39,180 (消費税等込み) 税10% (クレジット扱い) 購入商品: JR乗車券類 (00434 4枚) 西日本旅客鉄道株式会社 新大阪駅MK19発行 10435-02 印紙税申告納 付につき大淀 税務署承認済			
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)			
(備考) 要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 参議院議員 浜田聡 期間 令和6年11月25日		小計(単位:円) ¥39,180-	

令和6年12月2日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

会派の代表者の氏名

平井真千子

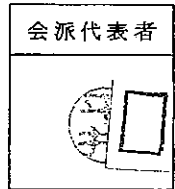


要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
12・2	参議院議員 浜田 聡 事務所 (参議院議員会館)	低所得者の外国人に給付金が支給される 一方、住民税を納める日本人が冷遇され 差別されることに関する質問主意書の提 出について	要 (14:00頃) ・ ☒ 否
			要 (: 頃) ・ 否
			要 (: 頃) ・ 否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和6年12月2日			備 考
① 議 員 (1 名分)		43,040円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		43,040円	要請・陳情活動代表者 上島寛弘

市 会 議 長 様



令和6年12月19日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

要請・陳情活動代表者の氏名

上 島 寛 弘

要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

上島寛弘

2 要請・陳情先

参議院議員 浜田聡事務所

3 要請・陳情活動を行った期間 令和6年12月2日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,040	円	円 39,880
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,040	円	円 39,880
過 不 足 (不足△)		円 0	円	円 0

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限り。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

5 要請・陳情活動結果の概要

基礎自治体として神戸市の業務にもなるだろう外国人に対する給付金業務について本来、払われるべき日本人に対しては払われず、滞在は権利ではなく許可に過ぎない外国人に対して支払われる事態になるだろうことが予想されるため、低所得者の外国人に給付金支給される一方、住民税を納める日本人が冷遇され差別されることに関する質問主意書の提出について依頼。当日は質問主意書案をお持ちして、 秘書にご対応を頂き、 秘書からは意義についてご理解を頂くとともに更に質問主意書案に質問の追加もご提案頂いた。以下が当日持参した質問主意書案である。

低所得者の外国人に給付金支給される一方、住民税を納める日本人が冷遇され差別されることに関する 質問主意書

令和6年11月22日に閣議決定された国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策において、物価高の影響を受ける低所得者の支援として、住民税非課税世帯を対象に一世帯あたり3万円を給付し、その世帯の子供一人あたり2万円を加算する方針が示されたところであるが、この度の支援の趣旨は日本国民の安心と安全に資することを目的として行われるものであると思料される所であり、住民税非課税世帯に対してのみ給付することについては、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）が施行されたことに伴い、2012年7月9日（施行日）より外国人住民についても住民基本台帳制度の適用対象となっており、基礎自治体において住民登録された外国人についてもこれまで国が実施した国民生活への支援の対象となっているところである。

よって、国においては日本国民の安心と安全を目指すところ、日本国民に対する支援の名の下に 外国人住民に対しても給付がなされる一方で、所得によって住民税をまじめに納税する日本国民には何ら給付されないといった事態が発生し、外国人を優遇し、日本人を冷遇することについては納税者たる国民の勤労意欲を大きく削ぐものであると、自由民主党に所属する上皇寛弘神戸市議員もX（旧Twitter）で指摘されており、大きな反響を呼んでいる。以上を踏まえて日本政府においては真に日本国民の為の政治を達成することを求め、以下質問する。

1、

令和6年11月22日に閣議決定された国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策における物価高の影響を受ける低所得者の支援については、外国人のみで構成される住民税非課税世帯に対しても給付の対象となるのか。日本政府の見解は如何。

2、

1で指摘した低所得者支援については、「留学」の在留資格によって滞在する留学生の外国人による単身の世帯であっても、住民税非課税世帯であれば、給付の対象となるのか。日本政府の見解は如何。

3、

住民税は前年中の所得にもとづいて徴収される所であるが、日本に來日して1年目の住民登録された外国人について、その外国人の前年の所得を把握する手段については技術的にどのようになされるべきか。日本政府の見解は如何。

4、

日本に來日して1年目の住民登録された外国人によってのみ構成される住民税非課税世帯であって、自治体はその者の前年の所得を正確に把握できない場合、実態として母国においてはたとえ高所得であったとしても、1で指摘した低所得者支援の給付の対象となるのか。 日本政府の見解は如何。

5、

「留学」の在留資格で滞在する留学生の外国人によって構成する単身の住民税非課税世帯であって、多額の貯蓄を有していた場合であっても、1で指摘した低所得者支援の給付の対象となるのか。日本政府の見解は如何。

6、

「留学」の在留資格で滞在する留学生の外国人によって構成される単身の住民税非課税世帯であって、母国が

その後、 秘書より質問の追加を頂いて正式には次の通り、提出がなされており、現在、内閣からの答弁を待っている状態である。本件については質問主意書、答弁書ともに参議院ホームページに掲載がなされる。

[illegible]

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/syuisyo/216/syup/s216013.pdf>

使途項目	要請・陳情活動費	領 収 書 整理番号	8
(領収書等貼付面)			
領 収 書 自由民主党神奈川支部 無所属の会 様 Receipt 領収年月日 2024.11.30 登録番号: T1120001059675 金 額 ￥39,880 (消費税等込み) 税10% (クレジット扱い) 購入商品 JR乗車券類 (20058 4枚) 西日本旅客鉄道株式会社 東) 住吉MK31 発行 30059-02 印紙税申告納 付につき大定 税務署承認済			
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)			
(備考)要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 参議院議員 浜田聡事務所 期間 令和6年12月2日		小計(単位:円) ¥39,880.-	

令和6年12月16日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

会派の代表者の氏名

平井真千子

要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名

上畠寛弘

月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
12・16	参議院議員 山東昭子事務所	令和7年度「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」について	要（13：00頃）： ☒ 否
・			要（ : 頃）・否
・			要（ : 頃）・否
・			要（ : 頃）・否
・			要（ : 頃）・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和6年12月16日			備 考
① 議 員 （ 1名分）		43,040円	
② 政 務 調 査 員 （ 名分）		円	
③ 要請・陳情活動費合計（①+②）		43,040円	要請・陳情活動代表者 上畠寛弘

市 会 議 長 様

会派代表者



令和6年12月19日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

要請・陳情活動代表者の氏名

上 畠 寛 弘



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

上畠寛弘

2 要請・陳情先

参議院議員 山東昭子事務所

3 要請・陳情活動を行った期間 令和6年12月16日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,040	円	円 39,880
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,040	円	円 39,880
過 不 足 (不足△)		円 0	円	円 0

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

参議院議員 山東昭子事務所（秘書：[REDACTED]）に令和7年度「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」を提出。本件については、指定都市市長会より各党に要請、また大都市行財政制度特別委員会においても党本部にて要請をしたものであるが、全国比例選出であり、とりわけ大都市行財政に関心を持って下さる元参議院議長 山東昭子議員に対しても要請を実施。要請時には添付の指定都市市長会作成の令和7年度「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」を提出した。山東昭子事務所より指定都市の要望をより実現する為に引き続き取り組む旨の回答を頂いた。

秘書

[REDACTED]

参議院議員
山東昭子

令和 7 年 度

大都市財政の実態に即応する
財源の拡充についての要望

令和 6 年 1 0 月

指 定 都 市

○要望の背景	1
--------------	---

○要望事項

<税制関係>

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正	3
2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化	5
3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設	7
4 個人住民税の一層の充実	9
5 固定資産税等の安定的確保	11

<財政関係>

6 国庫補助負担金の改革	15
7 国直轄事業負担金の廃止	17
8 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	19
9 地方債制度の充実	21

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望

指定都市では、社会経済情勢の変化に伴う社会保障制度、生活環境や都市機能の充実・向上のための財政需要が増加しているほか、道府県から移譲されている大都市特例事務を担っていますが、現状において税制・財政上の措置は十分ではありません。加えて、地方法人税導入により、都市税源の更なる確保が厳しい状況となっています。また、徹底した行財政改革に取り組んでいますが、過去の経済対策に呼応した社会資本整備などに係る借入金の償還が大きな負担となっています。さらに、全国的に多発する大規模災害からの復旧や復興、防災・減災対策や国土強靱化の取組のほか、物価高への対応などに多額の経費が見込まれ、財政運営は極めて厳しい状況に置かれています。

このような状況の中でも引き続き、圏域における中枢都市として、日本を牽引するエンジンとなり、日本経済の持続的な成長やSDGsの達成に向けて、先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠です。また、物価高への対応に加え、こども・子育て政策の強化、自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進、脱炭素社会の実現、持続可能な学校体制づくり、社会資本の長寿命化等の緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。そのため、国・都道府県・市町村の役割分担や事務権限を明確にした上で、適切な財源が措置されることが重要です。

真の分権型社会の実現に向け、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲により税源配分の是正を行うなど、地方税財源を拡充強化するとともに、増大する財政需要に対応し、自主的かつ安定的な財政運営を行うため、国の歳出削減を目的とした安易な地方交付税の削減等を行うことなく、必要な地方財源の総額を確保し、都市税源の拡充強化を図ること等により、大都市の実態に即応した税財政制度を確立することが重要です。

つきましては、次のとおり税財政制度の改正が行われるよう強く要望します。

令和6年10月

指定都市市長会

札幌市長	秋元克広
仙台市長	郡和子
さいたま市長	清水勇人
千葉市長	神谷俊一
川崎市長	福田紀彦
横浜市長	山中竹春
相模原市長	本村賢太郎
新潟市長	中原八一
静岡市長	難波喬司
浜松市長	中野祐介
名古屋市長	河村たかし
京都市長	松井孝治
大阪市長	横山英幸
堺市長	永藤英機
神戸市長	久元喜造
岡山市長	大森雅夫
広島市長	松井一実
北九州市長	武内和久
福岡市長	高島宗一郎
熊本市長	大西一史

指定都市議長会

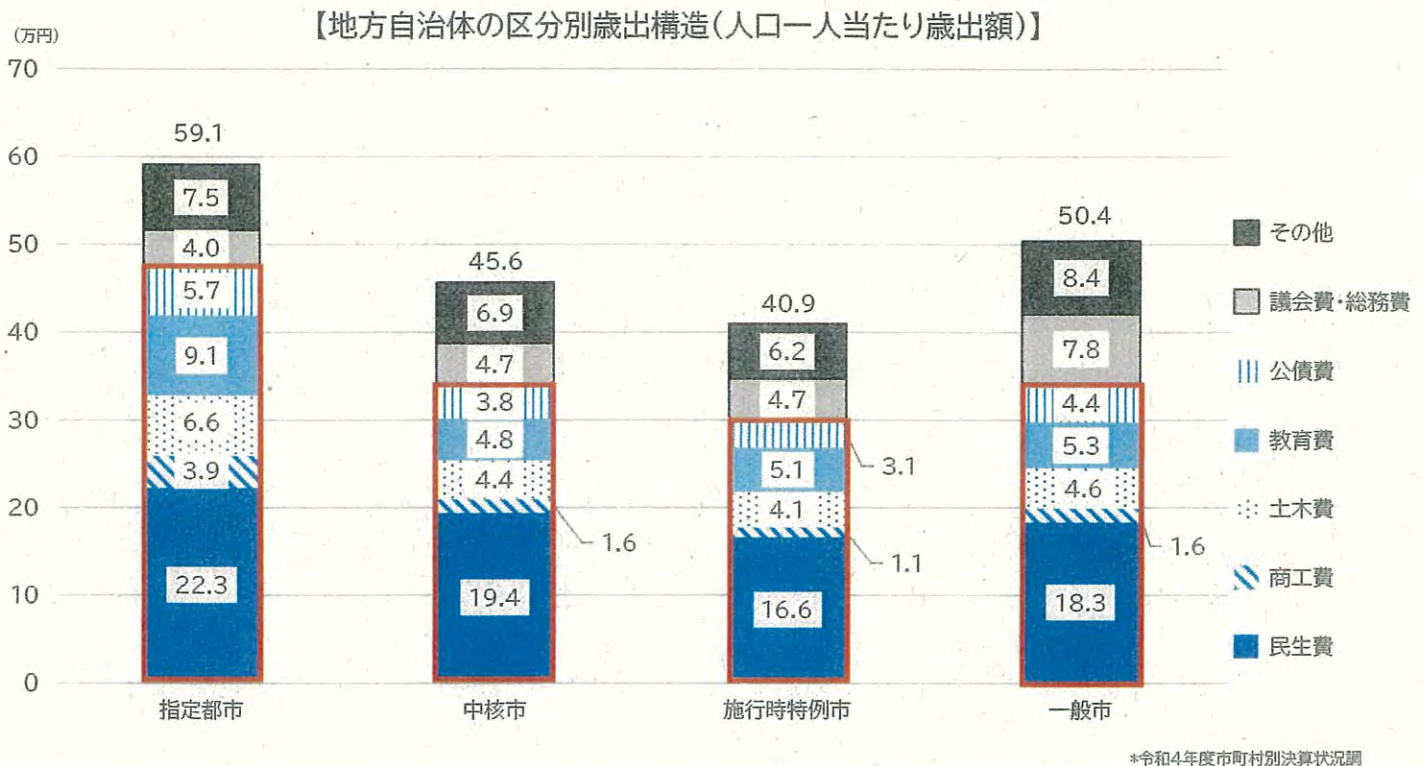
札幌市議会議長	飯島弘之
仙台市議会議長	橋本啓一
さいたま市議会議長	帆足和之
千葉市議会議長	石川弘
川崎市議会議長	青木功雄
横浜市議会議長	鈴木太郎
相模原市議会議長	古内明
新潟市議会議長	皆川英二
静岡市議会議長	大村一雄
浜松市議会議長	鳥井徳孝
名古屋市議会議長	田中里佳
京都市議会議長	西村義直
大阪市議会議長	竹下隆
堺市議会議長	田淵和夫
神戸市議会議長	坊恭寿
岡山市議会議長	田口裕士
広島市議会議長	母谷龍典
北九州市議会議長	田仲常郎
福岡市議会議長	打越基安
熊本市議会議長	寺本義勝

要望の背景

① 大都市特有の財政需要による高い歳出水準

大都市は、集積性・高次性・圏域における中枢性を有し、日本経済牽引の役割を担う一方で、経済・生活のインフラ問題や福祉の問題など、過密・集中による都市的課題を抱えている。

そのため指定都市では、法人需要への対応、都市インフラの整備・維持や都市的課題などへの対応に要する土木費や民生費などの大都市特有の財政需要のほか、道府県から移譲されている特例事務があることから、人口一人当たり歳出額は大きくなる。



② 大都市特例事務に係る税制上の措置不足

道府県から権限移譲された大都市特例事務について、所要額が税制上措置されていない。

【大都市特例事務に係る税制上の措置不足額】



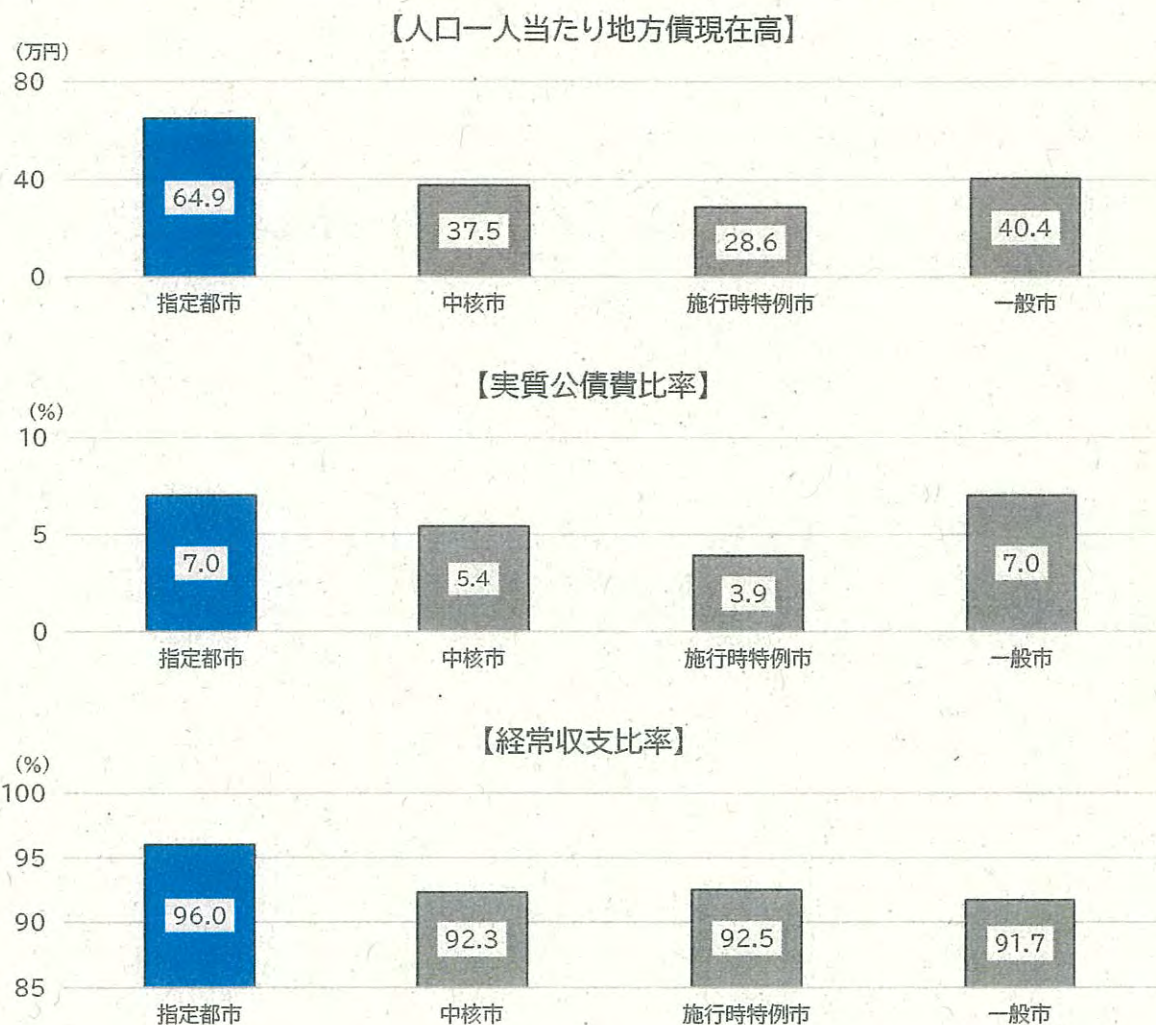
注 県費負担教職員の給与負担に係る経費を含まない。

*令和6年度予算による概算

③ 厳しい財政状況

指定都市では、インフラに多額の整備費が必要であることから、人口一人当たり地方債現在高が突出して高く、地方債償還額が大きくなるため実質公債費比率も高い水準にある。

さらに、指定都市では大都市特有の財政需要に対応する税財政制度が確立していないため、経常収支比率が高いなど厳しい財政状況となっている。



*令和4年度市町村別決算状況調

① 大都市特有の財政需要による高い歳出水準

② 大都市特例事務に係る税制上の措置不足

③ 厳しい財政状況

大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化など
大都市の特性に合った税財政制度の構築が必要

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

要望 ①

税源移譲により、国・地方間の「税の配分」をまずは5:5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう地方税の配分割合を高めていくこと。

〔現状と課題〕

現状における国・地方間の「税の配分」は6:4である一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は3:7となっており、依然として大きな乖離がある。

〔要望内容〕

地方自治体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できる真の分権型社会を実現するため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5:5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていくべきである。

要望 ②

地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

〔現状と課題〕

地方自治体間の財政力格差の是正を目的に導入された地方法人税は、単に、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再配分する制度にすぎず、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。

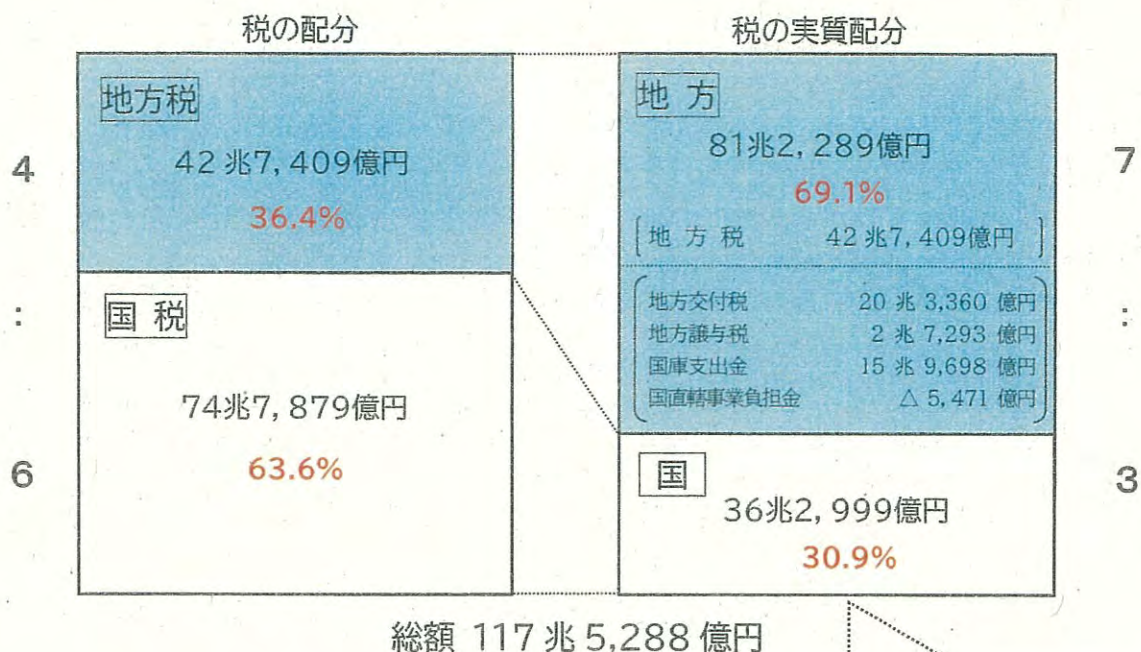
〔要望内容〕

地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。

【国・地方における税の配分状況(令和6年度)】

《現状》

国 6 : 地方 4



注 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

地方法人税の拡大及び特別法人事業税の創設の影響により、地方と国との税の配分格差が拡大した。

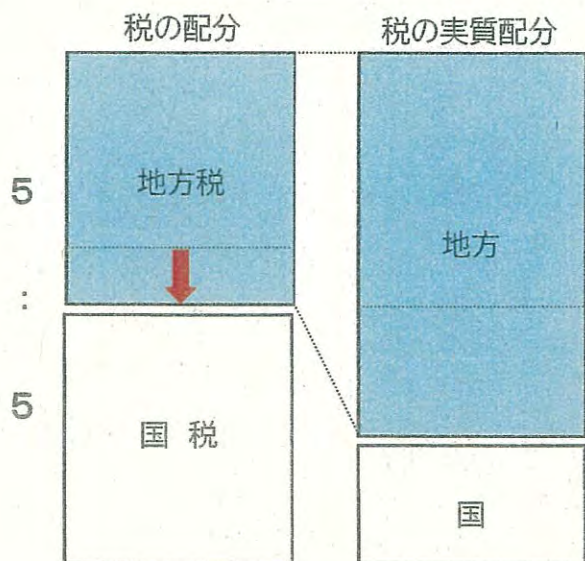
複数の基幹税の配分割合の大幅な引上げなど

税源
移譲

【真の分権型社会の実現】

《まずは》

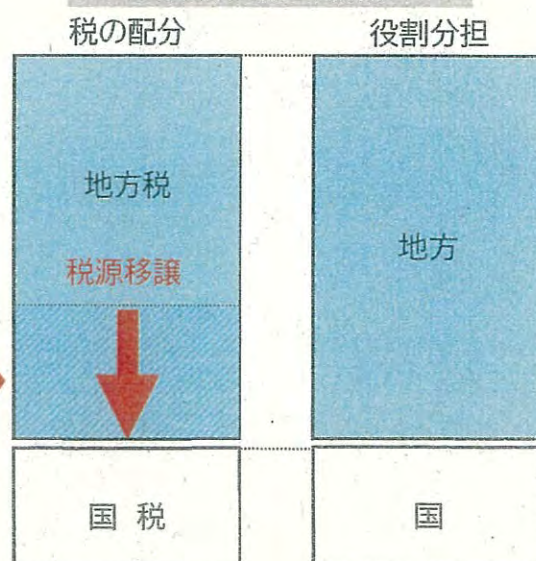
国 5 : 地方 5



《さらに》

国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」

さらなる
税源移譲



2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

要望①

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充すること。

〔現状と課題〕

指定都市は、圏域の中核都市としての役割や、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えているが、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっている。

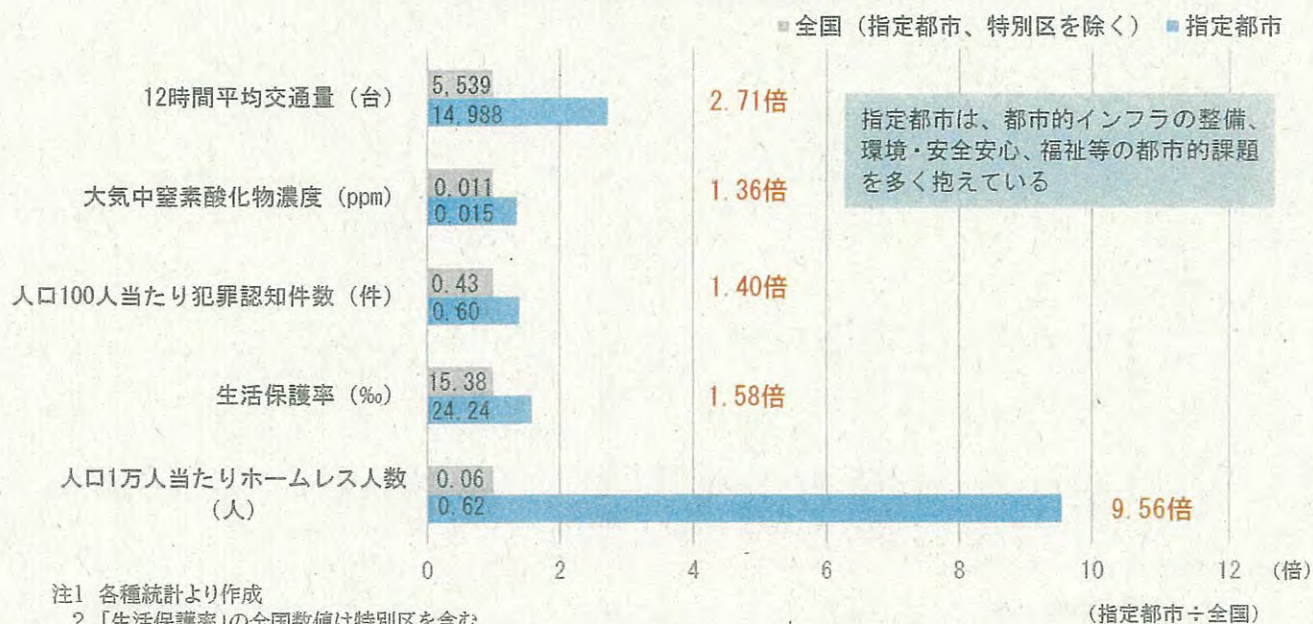
〔要望内容〕

指定都市においては、消費流通活動が活発に行われていること及び法人が産業経済の集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを享受していることを踏まえ、消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すべきである。

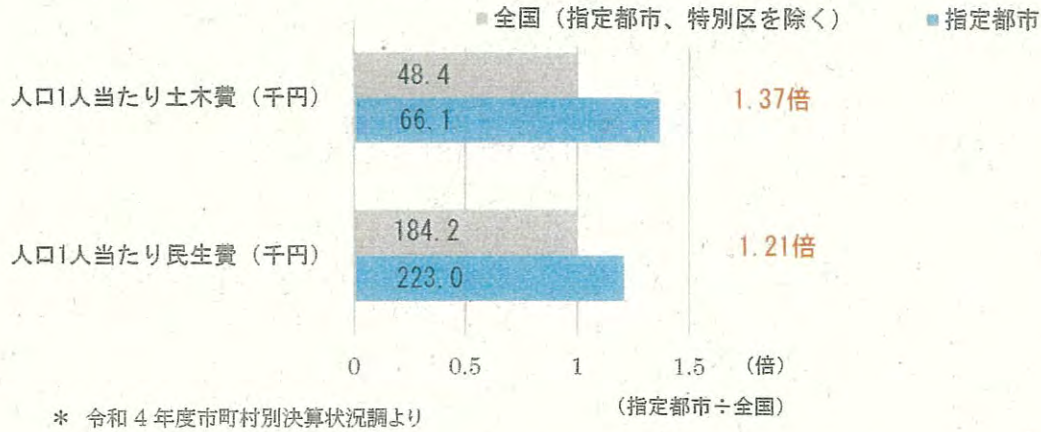
特に、地方消費税は、税源の偏在性が小さく税収が安定した地方の重要な財源であり、また、社会保障財源化分以外の地方消費税については、都市における消費流通活動に伴って必要となる都市インフラの整備等の財政需要を賄うにふさわしい都市税源であるため、より一層の充実を図る必要がある。

また、法人住民税についても、法人が市町村から産業経済の集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを享受していることによる、地域の構成員としての応益負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしていることから、その配分割合の拡充を図る必要がある。

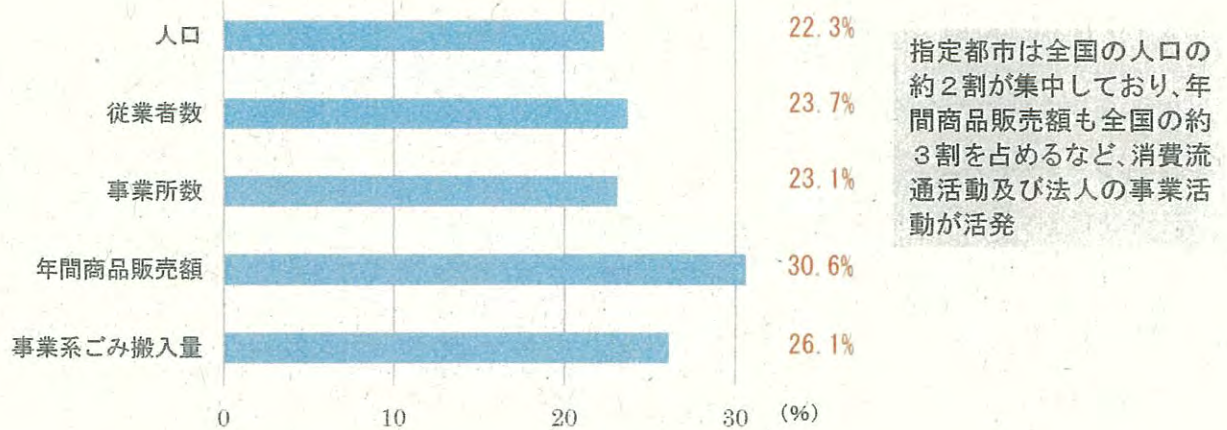
【都市的課題(全国平均との比較)】



【都市的財政需要(全国平均との比較)】

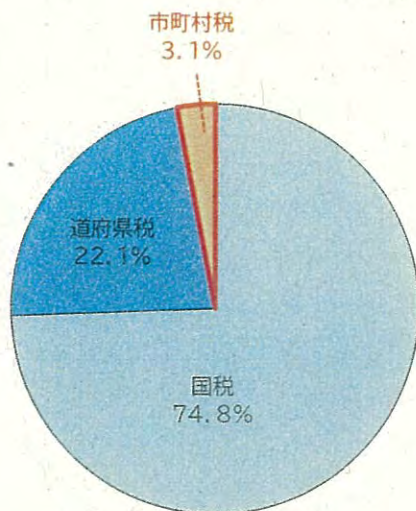


【活発な消費流通活動及び法人の事業活動】 （指定都市の全国シェア）



【消費・流通課税の配分割合】

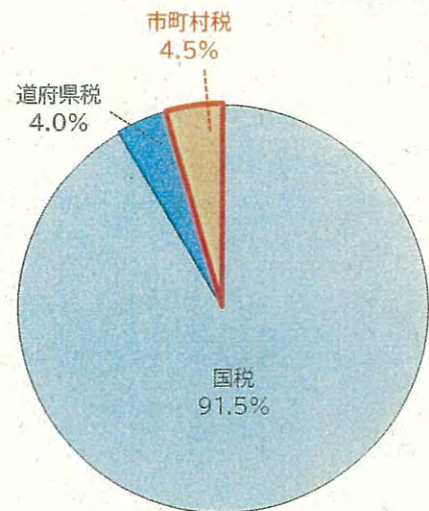
（令和6年4月1日時点）



- 注1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
 注2 東日本大震災による減免などの金額は含まない。
 注3 地方消費税交付金など、譲与税・交付金の配分後においても、市町村の配分割合は12.0%に過ぎない。
 注4 国税のうち消費税の19.5%及び酒税の50%については地方交付税原資とされている。

【法人所得課税の配分割合(実効税率)】

（令和6年4月1日時点）



- 注1 実効税率は、法人事業税及び特別法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。
 注2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。
 注3 国税のうち法人税の33.1%及び地方法人税の全額については地方交付税原資とされ、特別法人事業税については都道府県へ譲与されている。
 注4 道府県税のうち法人事業税の7.7%が市町村に交付されている。

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

要望①

道府県から指定都市への移譲事務について、所要額が税制上措置されるよう、税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

〔現状と課題〕

指定都市は、事務配分の特例により道府県から移譲されている事務・権限（以下「大都市特例事務」という。）を担っているが、必要な財源については、税制上の措置が不十分である。

また、指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているにもかかわらず、その経費を道府県税として負担しており、応益原則に反し受益と負担の関係にねじれが発生している。

〔要望内容〕

指定都市の大都市特例事務に係る経費のうち、税制上の措置不足額については、個人・法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による税源配分の見直しを行い、大都市特例税制を創設すべきである。

なお、真の分権型社会を実現していく中で、新たに道府県から指定都市へ移譲される事務・権限に必要な財源についても、指定都市への税制上の措置を講ずるべきである。

【受益と負担の関係のねじれ】

指定都市の市民は

- ・ 大都市特例事務に係る行政サービスは「指定都市から受益」
- ・ その経費は「道府県税として負担」



大都市特例税制の創設によりねじれを是正

大都市特例事務に係る経費は

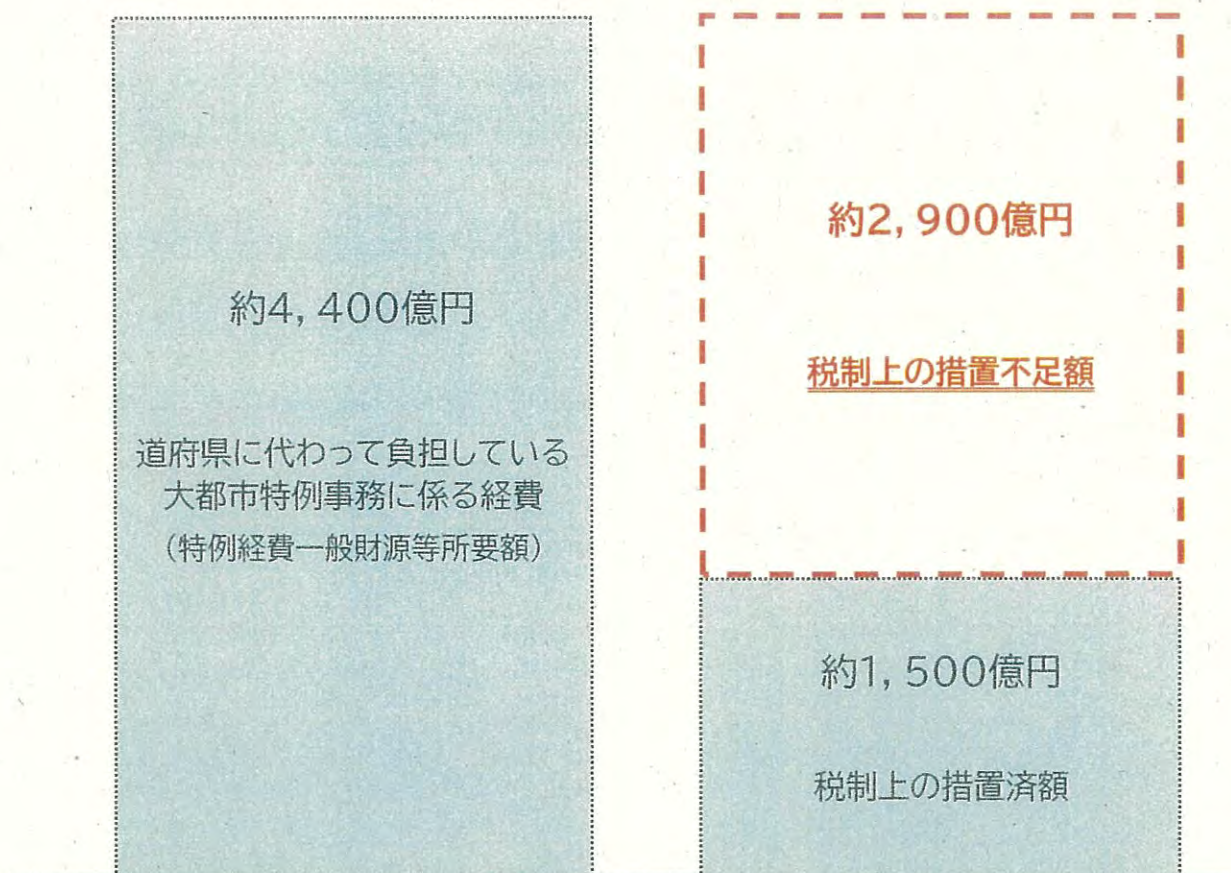
道府県から指定都市への税源移譲による

税源配分の見直し（大都市特例税制の創設）により措置

（個人・法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲）

【大都市特例事務に係る税制上の措置不足額】

(令和6年度予算による概算)



注 県費負担教職員の給与負担に係る経費を含まない。

【大都市特例事務】

<地方自治法に基づくもの>

- ・児童福祉 ・民生委員 ・身体障害者福祉 ・生活保護 ・行旅病人及び死亡人 ・社会福祉事業
- ・知的障害者福祉 ・母子及び父子家庭並びに寡婦福祉 ・老人福祉 ・母子保健 ・介護保険
- ・障害者自立支援 ・生活困窮者自立支援 ・食品衛生 ・医療 ・精神保健及び精神障害者福祉
- ・結核予防 ・難病対策 ・土地区画整理事業 ・屋外広告物規制

<個別法に基づくもの>

- ・土木出張所 ・衛生研究所 ・定時制高校人件費 ・国・道府県道の管理 等

4 個人住民税の一層の充実

要望①

市町村の基幹税目であり、税収の安定した個人住民税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ること。

〔現状と課題〕

個人住民税は、地域社会の費用を広く分担する税である。

指定都市の市税収入のうち約4割を占める基幹税目となっており、基礎的行政サービスの提供を安定的に支えていく上で極めて重要な税源である。

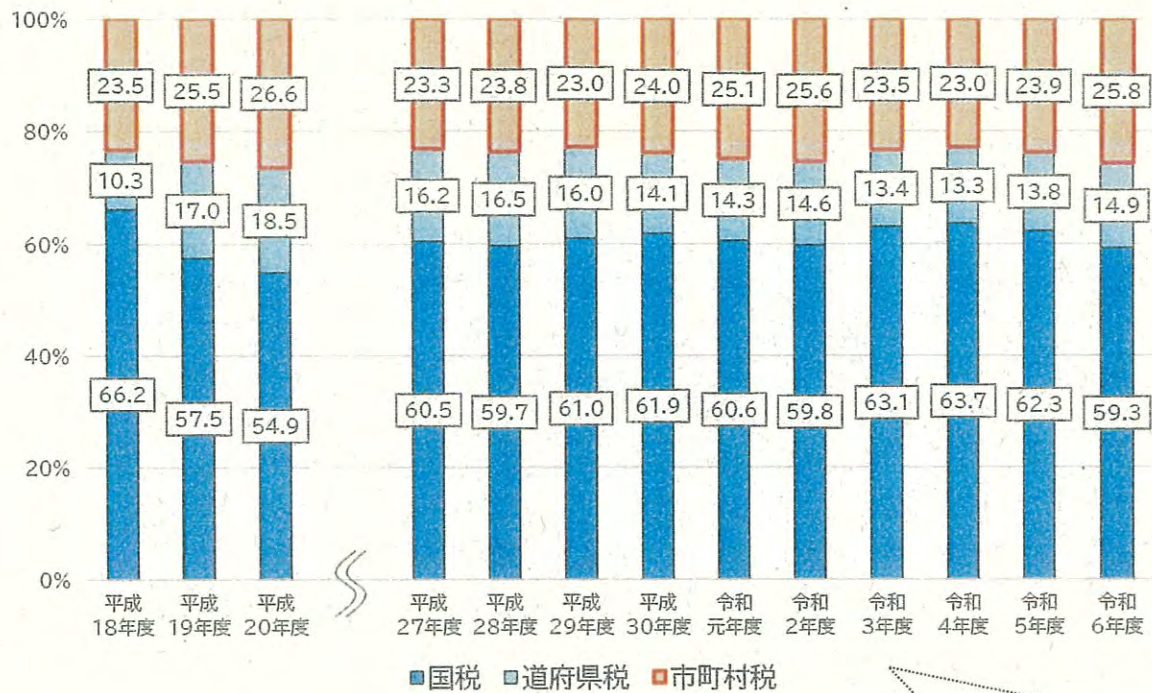
平成19年度に所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したものの、依然として市町村への配分割合は低い状況で推移している。

〔要望内容〕

個人住民税は、市町村の基幹税目であり、税収が安定していることを考慮し、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図る必要がある。

【個人所得課税の配分割合の推移】

(平成18年度～令和6年度)

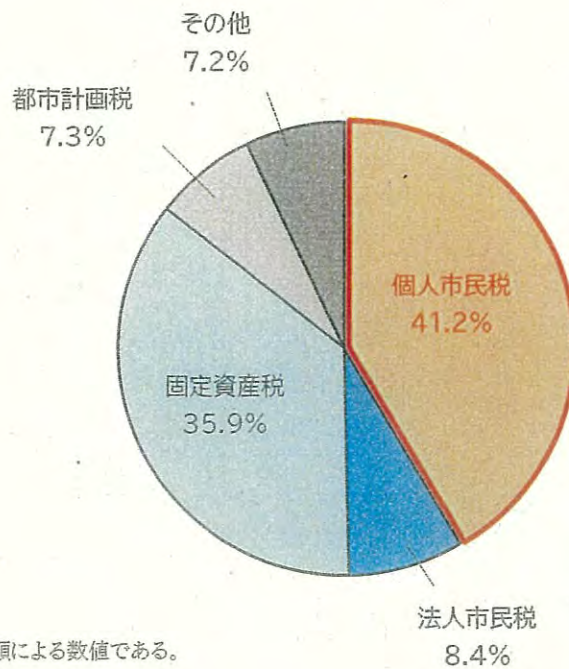


市町村の配分割合は、税源移譲(平成19年度実施)後においても、依然として低い状況で推移している。

- 注1 平成18年度から令和4年度までは決算額、令和5年度及び令和6年度は国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
 2 東日本大震災による減免などの金額は含まない。
 3 平成30年度以降は、県費負担教職員制度の見直しに伴う道府県から指定都市への税源移譲を含む。
 4 国税のうち所得税の33.1%については地方交付税原資とされている。

【指定都市の市税収入に占める個人市民税の割合】

(令和4年度)



注 決算額による数値である。

5 固定資産税等の安定的確保

要望①

固定資産税は、国の経済対策等に用いず、安定的な確保を図ること。

〔現状と課題〕

固定資産税は、指定都市において市税収入の約4割を占めており、税源の偏在性が小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で極めて重要な基幹税目である。

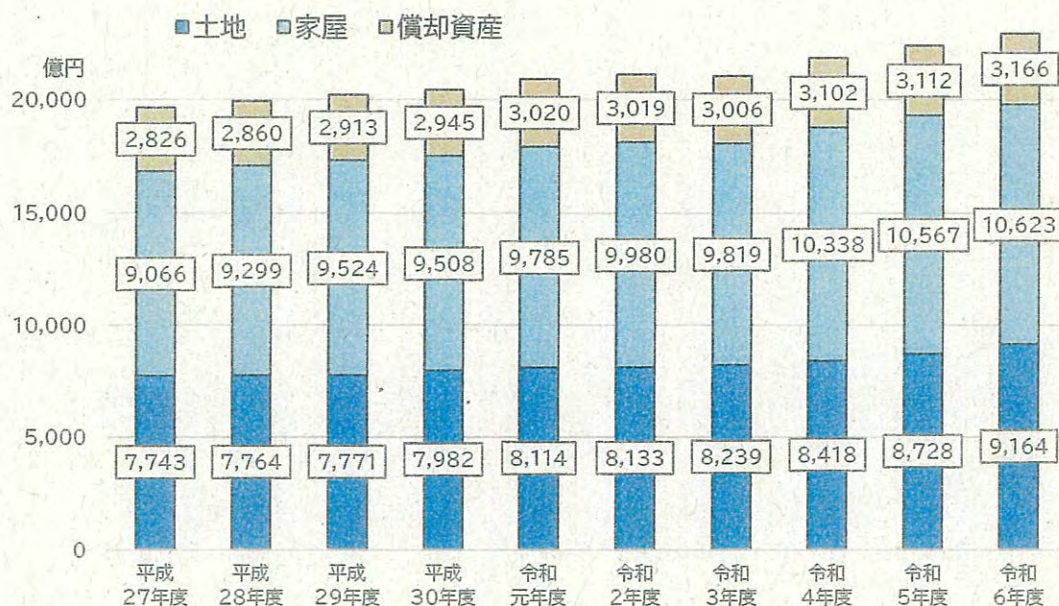
〔要望内容〕

固定資産税は、国の経済対策等に用いず、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図る必要がある。

また、令和3・4年度税制改正において講じられた負担調整措置の特例のように、課税標準額の上昇幅を抑制する等の措置は行うべきではない。

【指定都市における固定資産税収の推移】

(平成27年度～令和6年度)

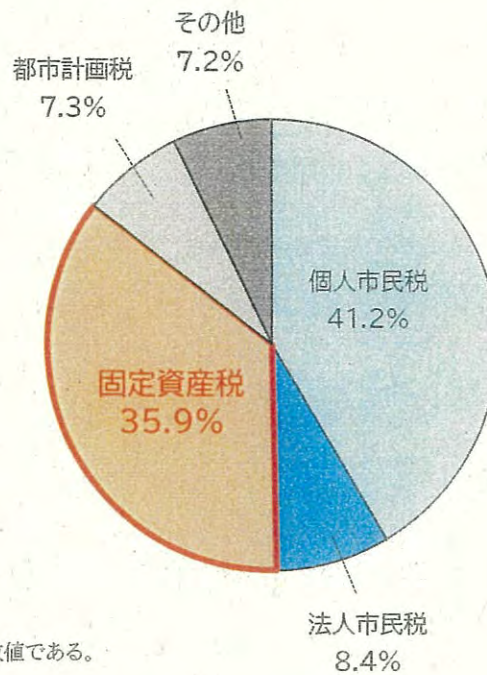


注1 平成27年度から令和4年度までは決算額、令和5年度及び令和6年度は各市の当初予算額による数値である。

2 評価替え年度は、平成27、30、令和3、6年度である。

【指定都市の市税収入に占める固定資産税の割合】

(令和4年度)



注 決算額による数値である。

要望②

償却資産に対する固定資産税の制度を堅持すること。

〔現状と課題〕

償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、市町村から行政サービスを享受していることに対する応益負担であり、市町村全体で約1.9兆円に上る貴重な安定財源となっている。

〔要望内容〕

償却資産に対する固定資産税の廃止・縮減を行うことは、市町村財政の根幹を揺るがすものであり、産業振興、地域活性化に取り組む市町村の自主財源の安定性を損なうことにもなることから、本制度を堅持すべきである。

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	要請・陳情活動費	領 収 書 整理番号	9
(領収書等貼付面)			
領 収 書 自由民主党神奈川 議員 上島寛弘様 Receipt 領収年月日 2024.12.15 登録番号: T1120001059675 金 額 ￥39,880 (消費税等込み) 税 10% 〔クレジット扱い〕 購入商品: JR乗車券類 (00154 4枚) 西日本旅客鉄道株式会社 東) 住吉MK53発行 10155-01 印紙税申告納 付につき大定 税務署承認済			
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)			
(備考)要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 衆議院議員 山東昭子事務所 期間 令和6年12月16日		小計(単位:円) ¥39,880-	

令和6年12月9日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

会派の代表者の氏名

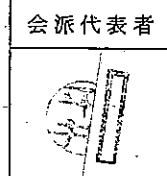
平井真千子 ㊞

要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
しらくに高太郎 上畠寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
12・10	衆議院議員 高市早苗 (衆議院議員会館)	台湾線就航における神戸空港のプレクリ アランスの実現について	要 (14:00頃) ・ ☒ 否
・			要 (: 頃) ・ 否
・			要 (: 頃) ・ 否
・			要 (: 頃) ・ 否
・			要 (: 頃) ・ 否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和6年12月10日			備 考
① 議 員 (2 名分)		87,800円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		87,800円	要請・陳情活動代表者 上畠寛弘

市 会 議 長 様



令和6年12月19日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会
要請・陳情活動代表者の氏名

上 畠 寛 弘

要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

しらくに高太郎 上畠寛弘

2 要請・陳情先

衆議院議員 高市早苗

3 要請・陳情活動を行った期間 令和6年12月10日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員2名 政務調査員 名	円 87,800	円	円 80,640
精 算 額	議員2名 政務調査員 名	円 86,720	円	円 79,980
過 不 足 (不 足 △)		円 1,080	円	円 660

※航空賃、鉄道賃（急行料金、座席指定料金等が必要なものに限り。）については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。



神戸空港の国際化が決定し、12月4日にはスターラックス航空による週3日の神戸・台北便、毎日の神戸・台中便の就航について発表されたところである。そこで、更なる利便性の向上と需要喚起につながるべく、台湾線就航における神戸空港のプレクリアランスの実現について衆議院議員 高市早苗代議士に要請を行った。高市代議士におかれては必要性を認識されており、協力に向けて快諾を下さったところである。又、当日には、台湾総統府国策顧問である陳天隆氏のご協力をいただき、台湾において入国管理を所管する内政部長を務め、現在、台湾与党民進党ナンバー2の立場の林昌右秘書長（幹事長）はじめ民進党訪問団の方々に対しても協力要請を行うことが出来、プレクリアランスを受け入れる側である台湾サイドの協力についても得られることとなった。引き続き来春の就航に向けて利便性向上、需要喚起に取り組み、ひいては神戸空港と台湾線の定期便就航実現に向けて取り組んで参りたい。

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	10
(領収書等貼付面)			
領 収 書 Receipt 領収年月日 2024.12.-9 登録番号: T1120001059675 金 額 ￥39,880 (消費税等込み) 税10% (クレジット扱い) 購入商品: JR乗車券類 (00063.4枚) 西日本旅客鉄道株式会社 東)住吉MK53発行 10064-02 印紙税申告納 付につき大淀 税務署承認済			
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)			
(備考)要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 衆議院議員 高市早苗 期間 令和6年12月10日		小計(単位:円) ￥39,880-	

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	要請・陳情活動費	領 収 書 整理番号	11
(領収書等貼付面)			
領 収 書 自由民主党神戸市会 議員団 無所属の会 様 Receipt 領収年月日 2024.12.10 登録番号 T1120001059675 金 額 ￥21,180 (消費税等込み) 税10% (クレジット扱い) 購入商品 1尺乗車券 (20114-24) 西日本旅客鉄道株式会社 新神戸駅MK41発行 30115-02 印紙税申告納 付につき大分 税務署承認済			
領 収 書 自由民主党神戸市会 議員団 無所属の会 様 Receipt 領収年月日 2024.12.10 登録番号 T1120001059675 金 額 ￥18,920 (消費税等込み) 税10% (クレジット扱い) 購入商品 1尺乗車券 (60126-24) 西日本旅客鉄道株式会社 新神戸駅MK41発行 00126-02 印紙税申告納 付につき大分 税務署承認済			
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)			
(備考)要請・陳情活動者 しらくに高太郎		小計(単位:円)	
要請・陳情先 衆議院議員 高市早苗		¥40,100-	
期間 令和6年12月10日			

令和7年2月3日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

会派の代表者の氏名

平井 真千子



要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

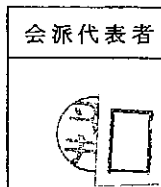
要請・陳情活動者氏名

山下てんせい

月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
2・4	外務副大臣 藤井比早之議員 (首相官邸副大臣 室)	地域や業務に関する要望について	要(10:00頃)・ ☒ 否
・			要(: 頃)・否
・			要(: 頃)・否
・			要(: 頃)・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和7年2月4日			備 考
① 議 員 (1名分)		43,900円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		43,900円	要請・陳情活動代表者 山下てんせい

[様 式 7]

市 会 議 長 様



令和7年2月14日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

要請・陳情活動代表者の氏名

山下 てんせい



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

山下てんせい

2 要請・陳情先

外務副大臣 藤井比早之議員

3 要請・陳情活動を行った期間 令和7年2月4日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,900	円	円 40,280
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,320	円	円 39,560
過 不 足 (不 足 △)		円 580	円	円 720

※航空賃、鉄道賃（急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。）については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

2月4日に、外務副大臣 藤井ひさゆき代議士と面会し、意見交換を行った。
兵庫県議会の谷口俊介議員も同行した。

まず外務省を訪問し、藤井副大臣と面会、日本の外交の状況についてお話しいただき、とりわけ
北朝鮮拉致被害者の状況等についてご教示いただいた。
またご厚意で、来賓の応接室を見学することができた。

副大臣はその後他の訪問客があったため、それ以外の地域の問題や要望の共有は議員会館で行
い、ため池の問題や給食米不足への対応を共有した。



使途項目	要請・陳情活動費	領 収 書 整理番号	14
(領収書等貼付面)			
領収書 RECEIPT			
宛名 RECEIVED FROM		自由民主党神戸市会議員団・無所属の会 様	
お預かり番号 RESERVATION NUMBER		2086	
クレジットカード番号 CARD NUMBER		XXXX-XXXX-XXXX-XXXX	
金額計 TOTAL AMOUNT	¥19,780 (10%・税込) (クレジットカード利用・Credit card use)	内容 DETAIL	乗車券類のご購入代金 TICKETS PRICE
購入日 DATE OF PURCHASE	2025年2月4日	乗車日 DATE OF DEPARTURE	2025年2月4日
列車名・券種 利用区間	のぞみ68号 新神戸 FROM 東京 TO		
		西日本旅客鉄道株式会社 West Japan Railway Company 登録番号 T1120001059675	
			
領収書 RECEIPT			
宛名 RECEIVED FROM		自由民主党神戸市会議員団・無所属の会 様	
お預かり番号 RESERVATION NUMBER		2087	
クレジットカード番号 CARD NUMBER		XXXX-XXXX-XXXX-XXXX	
金額計 TOTAL AMOUNT	¥19,780 (10%・税込) (クレジットカード利用・Credit card use)	内容 DETAIL	乗車券類のご購入代金 TICKETS PRICE
購入日 DATE OF PURCHASE	2025年2月4日	乗車日 DATE OF DEPARTURE	2025年2月4日
列車名・券種 利用区間	のぞみ57号 東京 FROM 新神戸 TO		
		西日本旅客鉄道株式会社 West Japan Railway Company 登録番号 T1120001059675	
			
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)			
(備考)要請・陳情活動者 山下てんせい 要請・陳情先 外務副大臣 藤井比早之 期間 令和7年2月4日		小計(単位:円) ¥39,560-	

令和7年1月14日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

会派の代表者の氏名

平井真千子



要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
松本しゅうじ			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
1・23	国土交通省	港湾施策について	要（9:30頃）・ ☒ 否
.			要（ : 頃）・否
.			要（ : 頃）・否
.			要（ : 頃）・否
.			要（ : 頃）・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和7年1月22日から 1月23日まで 2日間			備 考 要請・陳情先との面談 時間が早朝のため、 前泊を認めます。 団長 平井真千子
① 議 員（ 1 名分）		50,560円	
② 政 務 調 査 員（ 名分）		円	
③ 要請・陳情活動費合計（①+②）		50,560円	要請・陳情活動代表者 松本しゅうじ



市 会 議 長 様

会派代表者



令和7年3月10日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

要請・陳情活動代表者の氏名

松本 しゅうじ



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

松本しゅうじ

2 要請・陳情先

国土交通省

3 要請・陳情活動を行った期間

令和7年1月22日から1月23日まで

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 50,560	円 33,760	円
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 54,407	円 33,760	円
過 不 足 (不足△)		円 △3,847	円 0	円

※航空賃、鉄道賃（急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。）については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

5 要請・陳情活動結果の概要

＜神戸港湾並びに海上コンテナ陸上輸送に係る環境整備について＞
県トラック協会・コンテナ部会役員と共に中野国土交通大臣に要望した。

(要望内容)

- 1、港湾事業者が運営するコンテナヤードの滞留問題・荷待ち時間の大幅な縮減対策
- 2、軽油およびガソリンに設定される暫定税率の撤廃など

*国際都市神戸の経済発展に資する国際物流機能のコスト低減
スピード化などを要望し今後の物流政策に期待する。

使途項目	要請・陳情・接見費	領収書 整理番号	15
(領収書等貼付面)			
 A STAR ALLIANCE MEMBER			
全日本空輸株式会社 領収書 新井 先生 様		印紙税申告納 付につき 税務署承認済	
￥33,760 (税込) (クレジットカード払い ￥33,760含む:三井住友カード) (消費税 10 %対象 ￥33,760 (税込))			
但し、旅客運賃料金として、 上記の金額正に領収致しました。 全日本空輸株式会社			
1. 2025年 1月22日 ANA 38 便 大阪⇒東京 2. 2025年 1月23日 ANA 31 便 東京⇒大阪			
購入日: 25-01-10 発行所: 伊豆の国 発行日: 25-01-22 TKT: UJ54JT 登録番号: T1010401099027		本領収書は再発行不可となります。 端末番号: 4598 * 19785	
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)			
(備考)要請・陳情・接見者 松本 先生 要請・陳情先 国土交通省 期間 令和7年1月22~23日		小計(単位:円) ￥33,760-	

令和6年7月1日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

会派の代表者の氏名

平井真千子



要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
上畠寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
7・1	参議院議員 山東昭子事務所	自衛隊の募集事務にかかる自治体に対する総務省の対応について	要 (13:00頃) ・ ☒ 否
			要 (: 頃) ・ 否
			要 (: 頃) ・ 否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は			備 考
令和6年7月1日			
① 議 員 (1 名分)		43,120円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		43,120円	要請・陳情活動代表者 上畠寛弘

市 会 議 長 様

会派代表者印



令和6年10月30日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

要請・陳情活動代表者の氏名

上 畠 寛 弘



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

上畠寛弘

2 要請・陳情先

参議院議員 山東昭子事務所

3 要請・陳情活動を行った期間 令和6年7月1日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,120	円	円 39,960
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,040	円	円 39,880
過 不 足 (不 足 △)		円 80	円	円 80

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

5 要請・陳情活動結果の概要

自衛隊の募集事務にかかる自治体に対する総務省の対応の件について、参議院議員 山東昭子 政策担当秘書 〇〇氏に陳情を実施。現在、日本共産党ら極左による神戸市の自衛隊の募集事務に対する執拗な妨害について情報を共有。また本件については神戸市が被告として訴えられていることについても情報を共有した。神戸市としては国の通達によって協力し、事務を行っているのにも関わらず、神戸市長が訴えられている状況については国としても把握し、問題意識を持ってほしい旨を伝える。山東氏と現・総務大臣 松本剛明大臣は同派閥であることから、山東事務所より総務大臣秘書官に対して本件に関して情報を共有するとともに総務省としての見解をとって頂く旨確約した。

以下が総務省へ見解を求めたい内容として、私が作成をした内容である。

神戸市からの照会ならびに総務省（自治行政局 住民制度課）の回答をお送りします。神戸市は、PDF内のご紹介内容①の記載の通り、自衛隊への提供に際して本人等の申出により提供対象から除外している自治体があるが、住民基本台帳法第11条第1項において閲覧に制限が掛けられていないなかで、本人等の申出により閲覧に供するために調製した台帳の一部の写しから当該人の情報を除外又は抹消することが、住民基本台帳法の法意等に抵触しないか見解を伺いたい。」としております。

これに対して、総務省は、「自衛隊法に基づく資料提供の際、本人等からの申出についてどう対応するかは、個人情報保護法等に基づいて各自治体でご判断いただくものと考えており、」「平成18年の住民基本台帳法改正の検討に際し、平成17年に開催された「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」の最終報告書において、「国や地方公共団体、公益性の高い場合等に関覧を限定するのであれば、それらの制度（オプトアウト・オプトイン）を導入する必要はないと考えられる。」とされたことを踏まえ、同法改正においては、オプトイン・オプトアウトの仕組みは設けられていないところであり、同法第11条第1項に基づく閲覧請求において、申出により閲覧の対象から自己の情報を除外する等の取扱いを行っておりません。」と回答を返しました。

そこで、再度、神戸市は総務省に見解を求め、次の照会をした。「国又は地方公共団体の機関からの法第11条第1項に基づく閲覧請求において、除外又は抹消した住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供する取扱いは、住民基本台帳法上問題があるか見解を伺いたい。」と問うたところ、

総務省は、「住基法第11条に基づく国又は地方公共団体の機関の請求による閲覧においては同様の規定は設けておりませんが、法令で定める事務を遂行する場合に、必要な限度で、閲覧することができるものと解されることから、DV等支援措置対象者に関する情報を閲覧の対象から除外することも考えられます。」と回答した。

結局のところ、「国又は地方公共団体の機関からの法第11条第1項に基づく閲覧請求において、除外又は抹消した住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供する取扱いは、住民基本台帳法上問題があるか見解を伺いたい。」との照会については、問題があるか否かの回答はなかった。

現在、自衛官募集事務において、閲覧対象者の本人の希望があれば除外することを地方自治体独自に判断で実施しているところが増えている。神戸市は本人の申し出による除外という制度はとっていません。

これが蔓延することを懸念するものであり、国又は地方公共団体の機関からの法第11条第1項に基づく閲覧請求において、除外又は抹消した住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供する取扱いは、住民基本台帳法上問題があるのか、ないのか、総務省として明確な見解を頂きたいです。

その後、本件については、改めて[]秘書より連絡があり、総務大臣秘書官として、総務省としては神戸市の対応についても問題がない旨の返答があったとの連絡があった為、本件についてこの回答を活用して、地域協働局にも共有を行って参りたい。

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	要請・陳情活動費	領 収 書 整理番号	16
(領収書等貼付面)			
領 収 書 自由民主党神奈川県支部 無所属の会 様 Receipt 領収年月日 2024.6.30 登録番号: T1120001059675 金 額 ￥39,880 (消費税等込み) 税10% 〔クレジット扱い〕 購入商品 JR乗車券類 (50194 4枚) 西日本旅客鉄道株式会社 東) 住吉MK53発行 60195-01 印紙税申告納 付につき大淀 税務署承認済			
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)			
(備考) 要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 衆議院議員 山東昭子事務所 期間 令和6年7月1日		小計(単位:円) ¥39,880-	

令和6年7月5日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

会派の代表者の氏名

平井真千子



要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名

上島寛弘

月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
7・5	参議院議員 浜田 聡 (参議院議員会館)	神戸市の中国人生活保護にかかる国会法 に基づく質問主意書の提出について	要(16:00頃)・ ☒ 否
			要(: 頃)・否
			要(: 頃)・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和6年7月5日			備 考
① 議 員 (1 名分)		43,120円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計(①+②)		43,120円	要請・陳情活動代表者 上島寛弘

市 会 議 長 様

会派代表者



令和7年3月31日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

要請・陳情活動代表者の氏名

上 畠 寛 弘



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

上畠寛弘

2 要請・陳情先

参議院議員 浜田聡 事務所

3 要請・陳情活動を行った期間 令和6年7月5日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空 賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,120	円	円 39,960
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,440	円	円 40,280
過 不 足 (不足△)		円 △320	円	円 △320

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限り。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

参議院議員 浜田聡議員に対して、神戸市の中国人生活保護に対する支出を今後阻止すべく、国会法に基づいた質問主意書の提出を頂くべく要望。以下、神戸市に対して中国人の生活保護を中国総領事館が押し付けた回答文について紹介。これを受けて浜田議員と問題意識を共有し、今後連携して対応していくことを確認。また、この実態自体がまだまだ知られていないことから浜田議員はご自身のSNSにおいても発信をして下さることを確約（その後、定期的に私の神戸市の中国人に対する生活保護に係る投稿を引用して発信して下さっている）。また、実態を説明する為以下の内容の要望書を提出。

外国人生活保護ならびに入国・在留許可の在り方の是正を求める要望書

生活保護法では日本国民が保護の対象とされており、外国人は生活保護法上の対象ではない。しかしながら、現在地方自治体においては、法に拠る生活保護の対象ではない外国人に対しても昭和29年5月8日に発出された厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置」によって、生活保護の措置がとられている。生命に関わる緊迫した事態では当然、人道上の保護は必要だが、在留外国人が恒常的に生活を営むにあたり保護をする責任については本来、地方自治体にはない。生活保護費の負担の4分の3は国庫負担であるとはいえ、地方自治体においても財政的・事務的な負担は重くのしかかり、神戸市においては、平成29年度の外国人生活保護の世帯数は2377世帯にのぼり、全保護世帯の6.9%、保護人員数は3389人にのぼり、全保護人員の7.2%にものぼる。神戸市だけでも、人員の影響額で換算すれば、58億9502万5000円という額となっている。そもそも日本政府は、資力なく受給せざるを得ない状態になる者を入国許可することや、経済的に困窮した状態になった者についても継続して在留を認めるといった入国管理行政を速やかに改める必要がある。本来ならば、人道的な配慮が必要な政治難民を除けば、日本国の社会保障に依存をする恐れのある外国人の在留を認めるべきではない。また、困窮した自国民を保護する責務は、その者の出身国が負うべきであるが、厚生労働省の通知に則り、地方自治体が各国の大使館・領事館に自国民の援護を求めても、責任を放棄している。実際に我が神戸市においても、中国人が生活保護を神戸市に求めてきた為、中華人民共和国駐大阪総領事館に連絡したところ、中国政府は自国民である中国人の保護について、中国政府は外国に居留する中国人を保護する制度はないとして自国民保護を放棄し、神戸市において必要な保護をするように求めてきたところであり、日本国民たる神戸市民の信託を受けた神戸市会議員としては断じて容認することは出来ない。このような状況が日本政府を放置し続ければ、我が国の社会保障額は増加の一途をたどるばかりであり、本来投じるべき日本国民の福祉のニーズに対応することも出来なくなる。以上を鑑みて、次の通り、要望する。

1. 昭和29年5月8日厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」は情勢を鑑み、廃止を含めた見直しを速やかに行うこと。
2. 政治難民を除く、資力の無い外国人の入国及び在留の許可をしないこと。
3. 日本政府は外国人に対する生活保護費の総額を算出すること。
4. 日本政府は中国をはじめ各国大使館・領事館は自国民が生活に困窮する場合には、各国の負担で、自国民の保護を果たすよう、各国政府に働きかけること。

使途項目	要請・陳情活動費	領 収 書 整理番号	17
(領収書等貼付面)			
領 収 書 自由民主党 神戸市会議員 田無 隆彦 Receipt 領収年月日 2024.7.4 登録番号: T1120001059675 金 額 ￥40,280 (消費税等込み) 税10% (クレジット扱い) 購入商品: J.R.乗車券類 (20037.4枚) 西日本旅客鉄道株式会社 東)住吉MK53発行 30038-02 印 紙 税 申 告 納 付 託 づ さ 大 淀 税 務 署 承 認 済			
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)			
(備考)要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 参議院議員 浜田 聡 議員 期間 令和6年7月5日		小計(単位:円) ￥40,280-	

令和6年9月9日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

会派の代表者の氏名

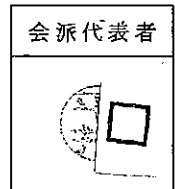
平井真千子

要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文書依頼の可否 (到着予定時刻)
9・9	参議院議員 山東昭子事務所 (参議院議員会館)	令和7年度国家予算要望および大都市行 財政制度特別委員会要望時の出席要請に ついて	要(13:00頃)・ ☒ 否
			要(: 頃)・否
			要(: 頃)・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は			備 考
令和6年9月9日			
① 議 員 (1 名分)		43,120円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計(①+②)		43,120円	要請・陳情活動代表者 上島寛弘

市 会 議 長 様



令和7年3月31日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

要請・陳情活動代表者の氏名

上 畠 寛 弘



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

上畠寛弘

2 要請・陳情先

参議院議員 山東昭子事務所

3 要請・陳情活動を行った期間 令和6年9月9日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,120	円 0	円 39,960
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 41,220	円 16,870	円 20,160
過 不 足 (不 足 △)		円 1,900	円 △16,870	円 19,800

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

参議院議員 山東昭子事務所 政策担当秘書に対して、神戸市発行の令和7年度国家予算要望を提出。国家予算要望について特に神戸空港国際化に向けた支援についても掲載されており、本件についての力添えを要請。



1. 神戸空港の国際化を契機とした取組みの推進

1-1. 神戸空港の国際化を契機とした取組みの推進

（関係部署：国際部、国際課、航空課、航空保安課、航空保安課、航空保安課）

1) 神戸空港の機能強化に対する財政支援

○ 神戸空港の機能強化及び低コスト化の推進

・神戸空港が国際空港としての地位を確立するため、空港施設の拡張や新機種の導入に資する先進的な航空機整備施設の整備への導入に資する財政支援を行うこと
 ・国際空港並みの国際化に資する航空セキュリティ対策等に関する支援を行うこと
 ・国際空港並みの国際化に資する航空セキュリティ対策等に関する支援を行うこと

2) 神戸空港の国際化に資する支援

○ 神戸空港の国際化に向けたC1Qの体制確保

・円滑な国際ターミナルの導入のため、航空機、貨物、出入貨物及び貨物検査、保安検査等による滞留を防止するとともに、C1Q（国際・出入貨物検査・保安検査）の体制を確保すること

3) プライベートジェットの新入に向けた取組み

○ プライベートジェットの新入促進に向けた取組み

・国際プライベートジェットの新入促進に向けた取組みの導入期間、プライベートジェットの新入促進の取組を行うこと

○ プライベートジェットの施設整備に対する補助制度の創設

・国際プライベートジェットの新入促進に向けた取組みの導入期間、プライベートジェットの新入促進の取組を行うこと

<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/72992/r7yosanyouboupress.pdf>

また、台湾線就航にあたって、台湾サイドにおける課題を解決すべく、台湾側に対しても山東昭子議員より台湾政府に働きかけの依頼を行い、引き続きのご協力を確約頂いた。また、国家予算要望ならびに指定都市市長会としての要望について、20指定都市の代表が集まり、党本部において要望活動をし、神戸市では大都市特別行財政制度特別委員会が担当し、現在、私が委員を務めていることから、山東昭子先生の出席を要請、出席がかなわない場合においても資料について確認を行い、係る要望項目の達成ならびに予算確保のために協力を依頼し、快諾を得る。

使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	18												
(領収書等貼付面)															
領収書 CUSTOMER RECEIPT 自民党神戸市議員団・無所属会 様 ¥16,870- <table><tr><td>【内訳】</td><td>¥16,870-</td><td>運賃税</td><td>10%</td></tr><tr><td></td><td>¥ 0-</td><td>消費税</td><td>不課税</td></tr><tr><td></td><td>¥ 0-</td><td>消費税</td><td>不課税</td></tr></table> お支払方法 PAYMENT METHOD: CREDIT CARD 備考/REMARKS:		【内訳】	¥16,870-	運賃税	10%		¥ 0-	消費税	不課税		¥ 0-	消費税	不課税	SKY  スカイマーク株式会社 Skymark Airlines Inc. 登録番号 T7010801019529 No. 3024388 Ref. UPC6JC 発行: 2024年09月08日 08Sep2024 印紙税申告納 付につき欄田 税務署承認済	
【内訳】	¥16,870-	運賃税	10%												
	¥ 0-	消費税	不課税												
	¥ 0-	消費税	不課税												
領収書 自民党神戸市議員団・無所属会 様 Receipt 領収年月日 2024.9.9 登録番号 T9011001029597 金額 ¥20,160 税10% (クレジット扱い) 302199-11 東日本旅客鉄道株式会社 付に付さず 東京駅VF69発行 40200-02 税務署承認済															
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)															
(備考)要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 参議院議員 山東昭子事務所 期間 令和6年9月9日		小計(単位:円) ¥37,030-													

令和6年12月 20日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

会派の代表者の氏名

平井真千子

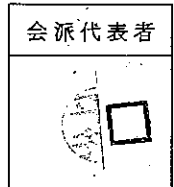


要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
12・20	参議院議員 浜田 聡 事務所 (参議院議員会館)	過日陳情し提出された所得金額を正確に把握できない外国人に給付金が支給される一方、住民税を納める日本人が冷遇され差別されていることに関する質問主意書に対する答弁書に対して再度の質問主意書の提出と改善の要望等について	要 (15:00頃) ・ ☒ 否
			要 (: 頃) ・ 否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は			備 考
令和6年12月20日			
① 議 員 (1 名分)	43,040円		
② 政 務 調 査 員 (名分)	円		
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)	43,040円		要請・陳情活動代表者 上島寛弘

市 会 議 長 様



令和7年3月31日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

要請・陳情活動代表者の氏名

上 島 寛 弘

要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

上島寛弘

2 要請・陳情先

参議院議員 浜田聡事務所

3 要請・陳情活動を行った期間 令和6年12月20日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,040	円	円 39,880
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,440	円	円 40,280
過 不 足 (不足△)		円 △400	円	円 △400

※航空賃、鉄道賃（急行料金、座席指定料金等が必要なものに限り。）については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

5 要請・陳情活動結果の概要

過日陳情し私が素案を作成し提出された所得金額を正確に把握できない外国人給付金が支給される一方、住民税を納める日本人が冷遇され差別されていることに関する質問主意書

▶<https://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/syuisyo/216/syuh/s216013.htm>

に対する答弁書

▶<https://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/syuisyo/216/touh/t216013.htm>

に対して再度の質問主意書の提出と改善の要望等を実施。当日は [] 秘書に対応いただき、当方で作成した骨子をもとに [] 秘書より助言・加筆頂き、最終的に下記の通りの質問主意書が提出されることとなった。

所得金額を正確に把握できない外国人に給付金が支給される一方、住民税を納める日本人が冷遇され差別されていることに関する質問主意書

「所得金額を正確に把握できない外国人に給付金が支給される一方、住民税を納める日本人が冷遇され差別されていることに関する質問主意書」に対する答弁書を受けて、令和六年十一月二十二日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、物価高の影響を受ける低所得者への支援として、住民税非課税世帯を対象に一世帯当たり三万円を目安に給付し、子育て世帯には子ども一人当たり二万円を加算して給付する方針が示された（以下「政府の低所得者世帯支援」という。）件について改めて質問をする。

- 一 現在の住民税非課税世帯数及びそのうち外国人のみで構成される住民税非課税世帯数について政府としては把握していないという答弁であったが、石破茂内閣総理大臣、村上誠一郎総務大臣は外国人のみで構成される住民税非課税世帯数について今後も把握する必要はないという見解か、明らかにせよ。
- 二 現時点で日本に在留し、住民登録をする外国人のうち、前年度以前は外国に滞在した者の前年度の所得を地方公共団体が正確に把握することについて、給与の支払をする者から提出される給与支払報告書のみをもって正確に把握できるという見解か。給与の支払をする者から提出される給与支払報告書以外に把握する手段があると考える場合、どのような手段をもって把握することが可能か、全て示されたい。
- 三 前年度以前に外国に滞在した者について、正確な所得の把握は現状困難であると考えるが日本政府の見解は如何か。
- 四 制度の詳細が今後検討される「政府の低所得者世帯支援」については、外国人のみで構成される住民税非課税世帯は前年の所得が正確に把握できない、つまり、前年の所得が外国に居住していた等の理由で把握できないが実態として生活に必要な所得がある外国人世帯が給付対象になっている等、問題が多くみられることから支援の対象外とすべきと考えるが石破茂内閣総理大臣の見解は如何か。
- 五 日本政府がこれまでに実施した給付金において、外国人のみで構成される住民税非課税世帯に給付され、住民税課税対象の日本国民のみで構成される世帯には給付されない給付金はあったか。あった場合当該給付金の名称とその内容を示されたい。また、当該事実があった場合、当該給付金の給付は適正であったと言えるか、石破茂内閣総理大臣の見解を示されたい。
- 六 石破茂内閣総理大臣は、日本国の内閣総理大臣として、一般論として限りある財源を用いて遂行するあらゆる政策において、在留許可によって滞在する外国人の利益と日本国ならびに日本国民の利益の優先順位をどのように判断し政策決定を下しているか。
- 七 政府の低所得者世帯支援はその目的、給付対象及びその内容を決定するために必要な情報を満たさないまま、「低所得者向けに給付すると言えば支持を得られるだろう」という安易な考えで政策決定し、国民から徴収している税金の使途として目的意識やその制度設計及び政策決定までの議論が極めて希薄で不十分ではないか。このような政策決定は悪戯に政府及び与党の信頼を失墜する行為ではないかと考えるが、政府見解を伺う。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。
右質問する。

使途項目	要請・陳情活動費	領 収 書 整理番号	19
(領収書等貼付面)			
領 収 書 自由民主党 神戸市会議員 無所属 様 Receipt 領収年月日 2024.12.19 登録番号: T1120001059675 金 額 ￥40,280 (消費税等込み) 税10% (クレジット扱い) 購入商品 JR乗車券類 (60055 4枚) 西日本旅客鉄道株式会社 東) 住吉MK53発行 00056-02 印紙税申告納 付につき大淀 税務署承認済			
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)			
(備考)要請・陳情活動者 上畠寛弘 要請・陳情先 参議院議員 浜田 聡事務所 期間 令和6年12月20日		小計(単位:円) ¥40,280-	

令和7年2月13日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会
会派の代表者の氏名

平井真千子



要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名

上島寛弘

月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
2・14	衆議院議員 高市早苗 事務所 (衆議院議員会館)	神戸市会が可決した「103万円の壁」及び「130万円の壁」を早急に撤廃することを求める意見書内容の実現を求める要望について	要 (11:00頃) ・ ☒ 否
・14	衆議院議員 大空幸星 事務所 (衆議院議員会館)	//	要 (11:30頃) ・ ☒ 否
・			要 (: 頃) ・ 否
・			要 (: 頃) ・ 否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和7年2月14日			備 考
① 議 員 (1 名分)		43,040円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		43,040円	要請・陳情活動代表者 上島寛弘

市 会 議 長 様

会派代表者



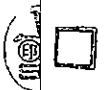
令和7年3月28日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

要請・陳情活動代表者の氏名

上 畠 寛 弘



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

上畠寛弘

2 要請・陳情先

衆議院議員 高市早苗 事務所(衆議院議員会館)

衆議院議員 大空幸星 事務所(衆議院議員会館)

参議院議員 有村治子 事務所(参議院議員会館)

参議院議員 山東昭子 事務所(参議院議員会館)

3 要請・陳情活動を行った期間 令和7年2月14日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,040	円	円 39,880
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 44,300	円	円 40,720
過 不 足 (不 足 △)		円 △1,260	円	円 △840

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	要請・陳情活動費	領 収 書 整理番号	21
(領収書等貼付面) 領 収 書 自由民主党 神戸市会議員 無所属の会様 Receipt 領収年月日 2025-2-13 登録番号 T1120001059675 金 額 ¥40,720 (消費税等込み) 税10% (クレジット払い) 購入商品 新神戸駅～三宮間 060265-41 西日本旅客鉄道株式会社 新神戸駅MK33発行 00266-02 付にうき大証 税務署承認済			
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)			
(備考)要請・陳情活動者 上畠寛弘 要請・陳情先 衆議院議員 高市早苗事務所／衆議院議員 大空幸星事務所／参議院議員 有村治子事務所／参議院議員 山東昭子事務所 期間 令和7年2月14日		小計(単位:円) ¥40,720-	

令和7年2月19日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

会派の代表者の氏名

平井真千子

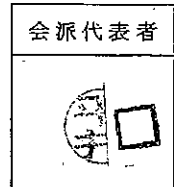


要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
上畠寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
2・19	参議院議員 浜田 聡 事務所 (参議院議員会館)	非核神戸方式に関して実質無効に向けた 円滑な対応について	要 (13:30頃) ・ ☒ 否
			要 (: 頃) ・ 否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は			備 考
令和7年2月19日			
① 議 員 (1 名分)	43,040円		
② 政 務 調 査 員 (名分)	円		
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)	43,040円		要請・陳情活動代表者 上畠寛弘

市 会 議 長 様



令和7年3月31日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

要請・陳情活動代表者の氏名

上 島 寛 弘 

要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

上島寛弘

2 要請・陳情先

参議院議員 浜田聡事務所

3 要請・陳情活動を行った期間 令和7年2月19日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,040	円	円 39,880
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,040	円	円 39,880
過 不 足 (不足△)		円 0	円	円 0

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

5 要請・陳情活動結果の概要

これまで、神戸市会経済港湾委員会や予算特別委員会、神戸市会本会議において神戸市の抱える負の遺産である非核神戸方式を廃止すべく取り組んできた。その度に参議院議員浜田聡議員におかれましては内閣に対する質問主意書についても国会法によって提出を頂いてきた。私は米国総領事と連携を行って、港湾管理者たる神戸市港湾局に対しても米国の方針についても縷々説明申し上げ、本会議では全神戸市会議員ならびに神戸市長、副市長の出席のもとですでに米国は核兵器を日本に寄港する艦船には搭載していない方針であることも米国公文書でもって確認し、神戸市もその認識であることを確認した。

また、非核神戸方式の原因となっている神戸市会における決議自体が法的に無効であること、非核神戸方式自体が港湾法に違反する疑義があること、そして非核証明書の提出自体が何ら意味のないものであり、神戸市が地方自治体として、外交や安全保障に介入、妨害する由々しき事態であることから、米国の艦船入港については、先述した米国の公式見解・公文書とともに今後、港湾局が外務省に対しても一定の確認を求めるにあたっては、外務省から円滑に協力を得られるように、国会の立場からも支援頂けるように協力を要請し、快諾を得た。実質的に形骸化することによって非核神戸方式の終焉を図り、真に日本国民である神戸市民の生命と財産を守り、日米両国の友好に資する港の実現を図って参りたい。

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	22
(領収書等貼付面)			
領収書 自由民主党 神中参議院議員 無所属会様 Receipt 領収年月日 2025.2.18 登録番号 T1120001059675 金額 ￥39,880 (消費税等込み) 税 10% (クレジット払い) 西日本旅客鉄道株式会社 東) 住吉MK31 発行 10022-02 印 紙税申告済 付につき大証 税務署承認済			
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)			
(備考) 要請・陳情活動者 上島寛弘		小計(単位:円)	
要請・陳情先 参議院議員 浜田 聡事務所		¥39,880-	
期間 令和7年2月19日			

令和7年3月7日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

会派の代表者の氏名

平井真千子



要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
3・7	参議院議員 浜田 聡 事務所 (参議院議員会館)	生徒の中国修学旅行の促進の阻止について	要 (16:00頃) ・ ☒ 否
			要 (: 頃) ・ 否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和7年3月7日			備 考
① 議 員 (1 名分)		43,040円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		43,040円	要請・陳情活動代表者 上島寛弘

市 会 議 長 様

会派代表者



令和7年3月31日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会
要請・陳情活動代表者の氏名

上 畠 寛 弘



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

上畠寛弘

2 要請・陳情先

参議院議員 浜田聡事務所

3 要請・陳情活動を行った期間

令和7年3月7日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,040	円	円 39,880
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 44,260	円	円 40,680
過 不 足 (不足△)		円 △1,220	円	円 △800

※航空賃、鉄道賃（急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。）については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

令和7年3月6日、予算特別委員会において教育委員会に対してかつて神戸市があらうことか中国天津市に高校生を交流の名目で派遣した実態に鑑みて、市立高校の修学旅行時において、例えば国が中国に対する修学旅行を推進したとしても神戸市としては大変危険な中国に対しては修学旅行など渡航をすることがないように質疑を行い、国は中国に対する日本人生徒の修学旅行先とすることを推進する方針を撤回するように取り組むことを求め、内閣に対して下記の質問主意書案を提出頂くように要望。本件については下記の案によって国会法にもとづいて提出いただくこととなった。

日本政府が中国政府と合意した日本の修学旅行の促進に関する質問主意書

令和6年10月9日、外務省は文部科学省に対して中国への海外修学旅行等における安全対策（令和6年10月9日領サ第10246号）を通知し、通知文には中国蘇州の日本人学校関係者の刺傷被害事案及び中国深圳の日本人学校児童死亡事案と触れた上で旅行届の提出周知の依頼を行っている。

一方、令和6年12月25日には岩屋毅外務大臣及びあべ俊子文部科学大臣は、訪問先の中国において、王毅外交部長、孫業礼文化旅遊部長等と第2回日中ハイレベル人的・文化交流対話を実施した。その中において、日中間において、「日中教育交流5か年計画」を着実に実施するとともに、修学旅行の相互受入れを促進し、自治体や高校・大学等におけるスポーツ・文化活動を含めた交流を推進すべく、両国での環境醸成、モデル事例の創出に取り組むことで一致し、日中の高校生、大学生を対象とする交流事業等の継続・推進を確認したことが発表されている。

しかしながら、先述の中国・蘇州や深圳における日本人を狙った事件に加え、中国当局による日本人駐在員の拘束も相次いでいる。この状況を踏まえれば、日本人にとって中国への渡航や滞在が安全に保障されているとは言い難いことは明白である。

これを受けて、令和7年3月6日に開会された神戸市会予算特別委員会においても、上畠寛弘議員より以下の趣旨で発言があった。「市立高校の修学旅行について、市内では現在1校が海外に行っている。安全な地域であれば問題はないが、国が中国との修学旅行の相互受け入れを促進している点に懸念がある。過去には日本人児童が殺傷された事件や、日本人駐在員が拘束された事例もあり、安全面でのリスクが指摘される。修学旅行は生徒の自由意思によるものではなく、行き先を選べない状況もあるため、中国への修学旅行は問題がある。」。

この点について、上畠議員が神戸市教育委員会に見解を求めたところ、「現在、市立高校で海外修学旅行を実施しているのは台湾への1校のみであり、現時点で中国を行き先とする予定はない。修学旅行は教育目標や特色に基づき、生徒の安全確保を前提に計画されており、実施には9割の保護者の同意を得ることが条件となっている。今後もこの方針を徹底していく。」と神戸市教育委員会は答弁した。この答弁を受け、上畠議員は「補助金が出るから、あるいは国

費が投入されるからといって、中国への修学旅行が実施されることが決してないように」と改めて念を押しており、既に地方自治体においても日中の修学旅行の相互受入れの促進について懸念の声が上がっているところである。

これらを踏まえて、以下質問する。

- 1、 第2回日中ハイレベル人的・文化交流対話において確認された「修学旅行の相互受け入れ促進」について、この合意を受けた具体的な事業計画および予算措置の有無、今後の予定について明らかにされたい。
- 2、 現在、日本政府が把握している①中国当局により拘束されている日本人の数、②中国国内法に基づき刑事被告人となっている日本人の数、③中国国内の刑務所で服役している日本人の数を明らかにされたい。あわせて、これらの邦人が違反したとされる具体的な法令およびその内容についても明示されたい。
- 3、 現状においても日本人駐在員の拘束事案が相次ぎ、日本人の安全が十分に確保されているとは言い難い状況にある。このような状況下で、政府が修学旅行を含む青少年の中国渡航を奨励することは、安全保障上の重大な懸念を生じさせるものであり、極めて矛盾していると言わざるを得ない。日本政府として、現下の情勢を踏まえた上で、我が国の青少年の中国への修学旅行を促進する政策を見直すべきではないか。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	要請・陳情活動費	領 収 書 整理番号	53
(領収書等貼付面)			
領 収 書 自由民主党神戸市会議員団 Receipt 無所属の会 様 領収年月日 2025.3.6 登録番号: T1120001059675 金 額 ￥40,680 (消費税等込み) 税 10% 〔クレジット扱い〕 購入商品 JR乗車券類 (40368 4枚) 西日本旅客鉄道株式会社 三ノ宮駅MK32発行 50369-01 印紙税申告納 付につき大定 税務署承認済			
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)			
(備考)要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 参議院議員 浜田 聡事務所 期間 令和7年3月7日		小計(単位:円) ¥40,680-	

令和7年3月12日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

会派の代表者の氏名

平井真千子



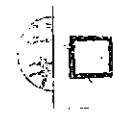
要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
上畠寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
3・14	国民民主党代表・ 衆議院議員 玉木雄一郎 (衆議院議員会館)	地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案及び今後の暫定税率の廃止に向けた三党合意の協議に向けて神戸旅客船協会より要望された船舶業界等への配慮を求める要望	要 (13:30頃) ・ ☒ 否
			要 (: 頃) ・ 否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和7年3月14日			備 考
① 議 員 (1 名分)		43,040円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		43,040円	要請・陳情活動代表者 上畠寛弘

市 会 議 長 様

会派代表者



令和7年3月31日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

要請・陳情活動代表者の氏名

上 島 寛 弘



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

上島寛弘

2 要請・陳情先

国民民主党代表・衆議院議員 玉木雄一郎

3 要請・陳情活動を行った期間

令和7年3月14日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,040	円	円 39,880
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,440	円	円 40,280
過 不 足 (不足△)		円 △400	円	円 △400

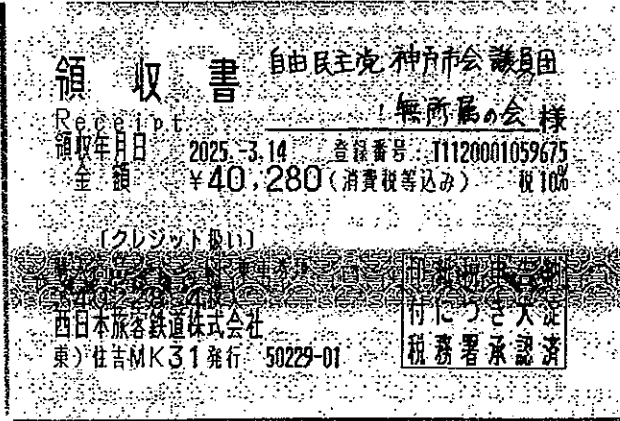
※航空賃、鉄道賃（急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。）については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

自由民主党神戸市会議員団と神戸旅客船協会との懇談会で、三党合意や国民民主党の法案にガソリン税の暫定税率廃止が盛り込まれるも、自動車輸送の支援だけで船舶燃料への言及がない点が懸念されていることが神戸旅客船協会として示された。本件を受けてまさに三党合意の当事者である国民民主党の玉木雄一郎代表と急遽面談を実施し、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案及び今後の暫定税率の廃止に向けた三党合意の協議に向けて神戸旅客船協会より要望された船舶業界等への配慮を求める要望を行った。



玉木雄一郎代表は、香川県と神戸市を結ぶフェリーをはじめとする船舶輸送の必要性についても認識されており、懸念はまさにその通りだとして、船舶燃料に対する配慮をきちんと行いながら、三党合意実現を目指す旨の回答を得た。

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	要請・陳情活動費	領 収 書 整理番号	24
(領収書等貼付面)			
			
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)			
(備考) 要請・陳情活動者 上島寛弘		小計(単位:円)	
要請・陳情先 衆議院議員 玉木雄一郎		¥40,280-	
期間 令和7年3月14日			

令和7年3月21日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

会派の代表者の氏名

平井真千子



要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
上畠寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
3・21	参議院議員 浜田 聡 事務所 (参議院議員会館)	兵庫県タクシー協会の要望として女性タクシードライバーの確保並びに白タクの摘発について	要(13:00頃)・ ☒ 否
			要(: 頃)・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は			備 考
令和7年3月21日			
① 議 員 (1 名分)	43,040円		
② 政 務 調 査 員 (名分)	円		
③ 要請・陳情活動費合計(①+②)	43,040円		要請・陳情活動代表者 上畠寛弘

市 会 議 長 様

会派代表者

令和7年3月31日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

要請・陳情活動代表者の氏名

上 島 寛 弘

要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

上島寛弘

2 要請・陳情先

参議院議員 浜田 聡事務所

3 要請・陳情活動を行った期間

令和7年3月21日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,040	円	円 39,880
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,840	円	円 40,680
過 不 足 (不足△)		円 △800	円	円 △800

※航空賃、鉄道賃（急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。）については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

自由民主党神戸市議員団と兵庫県タクシー協会の予算要望懇談会において神戸市内の女性タクシードライバーの確保並びに白タクの摘発について要望にあがった。そこで女性タクシーの確保ならびに白タクの摘発にあたって国への取組みを求めるべく陳情を実施。また、女性ドライバーの増加に向けた質問主意書ならびに請願についてのご提出を頂くよう要望を行った。

女性ドライバーの増加に向けた施策に関する質問主意書

日本においては、世界的に見ても治安が良く、女性が深夜に一人でタクシーに乗車できるほどの安全性が確保されている。このような環境は、日本の公共交通機関の信頼性を高め、観光業の発展にも寄与している。しかしながら、深夜にタクシーを利用する女性の中には、同性のドライバーであればより安心できるという声がある。

現在、日本国内のタクシー業界における女性ドライバーの割合は依然として低い。国土交通省の統計によれば、2022年時点で女性ドライバーの割合は全体の約3%にとどまっており、他の先進国と比較しても低水準にある。また、深夜帯においてはさらに女性ドライバーの割合が減少する傾向にある。

女性ドライバーの増加は、以下の点で社会的に重要であると考えられる。

1. 女性利用者の安心感の向上：女性が深夜にタクシーを利用する際の不安を軽減できる。
2. 雇用の多様化と労働力確保：タクシー業界の人手不足解消の一助となる。
3. 外国人観光客への対応力向上：女性観光客が安心して利用できる環境を整備し、インバウンド需要の拡大に貢献。

また、国土交通省は「女性ドライバー応援企業認定制度」などの施策を実施しているが、女性ドライバーの採用促進に向けたさらなる施策が必要ではないかとの意見がある。そこで、以下の点について政府の見解を問う。

質問事項

1. 現在の女性ドライバーの割合と政府の目標

現時点において、タクシー業界における女性ドライバーの割合はどの程度か。また、政府として女性ドライバーの増加を推進する目標数値を設定しているか。

2. 女性ドライバーの雇用促進策

女性ドライバーの採用を促進するために、政府として新たな支援制度（例えば、女性専用の休憩施設整備補助や女性向けの職業訓練制度の充実など）を検討する考えはあるか。

3. 女性利用者向けの「女性ドライバー指定制度」の導入可能性

深夜帯や女性利用者が安心して利用できるよう、「女性ドライバーを指定して予約できるシステム」の全国導入を促進する考えはあるか。また、タクシー会社への導入支援策を講じる予定はあるか。

使途項目	要請・陳情活動費	領 収 書 整理番号	25
(領収書等貼付面)			
領 収 書 自由民主党 神戸市会議員 無所属の会 様 Receipt 領収年月日: 2025-3-20 登録番号: T1120001059675 金 額: ￥40,680 (消費税等込み) 税 10% (クレジット扱い) 購入商品: JR東海道新幹線 新大阪駅～神戸駅 (20086-4001) 西日本旅客鉄道株式会社 何にっき大証 東) 住吉MK31発行 30087-02 税務署承認済			
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)			
(備考) 要請・陳情活動者 上島寛弘		小計(単位:円)	
要請・陳情先 参議院議員 浜田 聡事務所		￥40,680-	
期間 令和7年3月21日			

令和7年1月20日

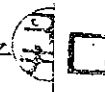
市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

会派の代表者の氏名

平井真千子

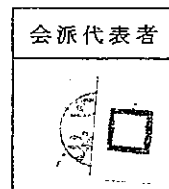


要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
平井真千子 河南忠和 しらくに高太郎 植中雅子			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
1・22	外務副大臣 藤井比早之 議員 (外務省)	・自由民主党神戸市会議員団内で設立した 「ウクライナ友好・支援神戸市会議員連 盟」の今後の活動に対する支援の要請 ・今後予想されるウクライナの復興支援に おいて、阪神・淡路大震災を経験した神 戸市の復興に関する知見を活かした支援 に対する協力について	要（10：00頃）・ ☒ 否
・22	外務省 国際協力局 国別第3課	〃	要（10：30頃）・ ☒ 否
・22	駐日ウクライナ 特命全権大使 コルンスキー・ ゼルギー 大使 (在日ウクライナ大使館)	〃	要（14：00頃）・ ☒ 否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は			備 考
令和7年1月22日			
① 議 員 (4名分)		176,440円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		176,440円	要請・陳情活動代表者 河南忠和

市 会 議 長 様



令和7年3月31日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

要請・陳情活動代表者の氏名

河南忠和

要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

平井真千子 河南忠和 しらくに高太郎 植中雅子

2 要請・陳情先

- ・外務副大臣 藤井比早之 議員(外務省)
- ・外務省 国際協力局国別第3課
- ・駐日ウクライナ・特命全権大使 コルンスキー・ゼルギー 大使(在日ウクライナ大使館)

3 要請・陳情活動を行った期間 令和7年1月22日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員4名 政務調査員 名	円 176,440	円	円 161,280
精 算 額	議員4名 政務調査員 名	円 155,320	円	円 140,160
過 不 足 (不足△)		円 21,120	円	円 21,120

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限り。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

5 要請・陳情活動結果の概要

要請・陳情目的：2024年12月に自民党内でウクライナ友好支援神戸市会議員連盟を立ち上げ、外務省藤井外務副大臣、及びウクライナ大使館セルゲルスキ大使を訪問し意見交換を行った。

日時：2025年1月22日 水曜日

訪問場所：外務省 衆議院議員会館

1) 藤井外務副大臣との面談

神戸市会自民党内でウクライナ友好支援神戸市会議員連盟を立ち上げ、その報告を行った。岡部芳彦ウクライナ名誉領事にも同行いただいた。

神戸市との関係性が深いウクライナとの友好が深まるように、又、ウクライナ復興に神戸・兵庫の企業が尽力できないかなど商工会議所にも発足を報告・要望してきたことを報告した。

藤井大臣からは神戸は震災30年で瓦礫処理のノウハウを発揮してほしい、また議連が地方から立ち上がっていただいたことは嬉しいなどのコメントがあった。

2) 外務省 国際協力局 国別開発協力第三課からウクライナの国際協力の現状を聴取

門脇首席事務官

川嶋課長補佐

岩井課長補佐

外務省国際協力局よりウクライナの現状の説明をいただいた。トランプ政権、G7がどう動くか不透明であるが復旧復興フェーズに入っているところもある。

欧州と連携しながら支援を考えている事は、電力、インフラ、鉄道の破壊や線路の復旧などがある。万博に向けてはウクライナ館が出来、要人も来るだろう。

去年2月復興会議があり、今後どうしていくかに関しては官民連携となる。現状、日本企業はウクライナに行くというのは厳しい。無償資金援助で必要なものは基礎インフラニーズ、電力、水道、簡易な水道システム、簡易な電力システム、地雷除去、医療の機材協力、瓦礫処理プロジェクト、技術協力、ショベルカーなどがある。状況が落ち着けば水道も専門家派遣可能かと思う。昨年盛山文科大臣がウクライナに入られて積極的に動かれた。などの説明があった。

3) ウクライナ大使館

セルギー・コルスンスキー特命全権大使と面談

ウクライナ議連 会長 森英介衆議院議員にも同行いただいた。

コルスンスキー大使より以下の発言があった。今回の議連の発足における感謝。森先生、岡部名誉領事にも感謝。神戸市とリビウ市の関係は大変良い。兵庫県のリハビリとトレーニングに関しても感謝している。復興に関しては日本に学ぶべきと本国にいつている。ウクライナの専門家に日本の知識を学びウクライナ復興に活かしてもらいたい。戦争が停止になり復興のフェーズになることを期待している。ロシア侵攻に対する国会決議を進んで行ってくれたのは森先生のおかげである。万博ではパビリオンスペースをいただいた。ウクライナ経済復興大臣も来日する。皆様からのビジネス 政治のレベルでマッチングいただきたい。ナショナルデイ 8月5日に決まった。市議会のレベルで議連発足の動きがあったのは初めてですので是非発信したい。日本とウクライナは離れているが互いの隣国はロシアだけ。人ごとではないなどの発言があった。

(所感)

今回の訪問は、自民党会派の中でウクライナ友好・支援に関心を持つ議員で行いました。阪神・淡路大震災から30年という節目の年にあたり、神戸が経験してきた震災からの復興の知見やノウハウが、今後のウクライナの復興に少しでも役立てばとの思いから発足しました。被災地としての神戸は、その経験をウクライナの皆様と共有し、戦禍の中にある方々の希望や再生への道を支える一助になればと考えています。

ウクライナ側からはリビウと神戸市の関係や、兵庫県が有するリハビリ・トレーニングの先進的な取り組みも評価いただいていることを感じました。

また、4月には大阪・関西万博が開催され、ウクライナ館の設置も予定されています。また、8月5日の「ナショナルデイ」には、ウクライナ経済復興大臣の来日も予定されているとのことであります。今後、停戦から復興のフェーズに入った際には、神戸・兵庫の企業、そして地域全体が持つ力を結集し、ウクライナの再生に貢献できるよう、議連の活動を通じて情報収集・友好・支援活動を継続して取り組んでまいります。

以上

使途項目	要請・陳情活動費	領 収 書 整理番号	26
(領収書等貼)			
領収書 RECEIPT 宛名 RECEIVED FROM 自由民主党神戸市会議員団 無所属の会 様 お預かり番号 RESERVATION NUMBER 2025 クレジットカード番号 CARD NUMBER XXXX-XXXX-XXXX-XXXX 金額計 TOTAL AMOUNT ¥19,780 (10%・税込) (クレジットカード利用・Credit card use) 内容 DETAIL 乗車券類のご購入代金 TICKETS PRICE 購入日 DATE OF PURCHASE 2025年1月20日 乗車日 DATE OF DEPARTURE 2025年1月22日 列車名・券種 利用区間 のぞみ70号 新神戸 FROM → 東京 TO 東海旅客鉄道株式会社 Central Japan Railway Company 登録番号 T3180001031569 JR			

ださい。)

使途項目	要請・陳情活動費	領 収 書 整理番号	27
(領収書等貼付面)			
領 収 書 自由民主党議員 黒川 隆之 様 Receipt 領収年月日 2025.1.15 登録番号: T1120001059675 金 額 ￥40,320 (消費税等込み) 税10% 上記金額確かに領収いたしました 購入商品 JR乗車券類 (001334枚) 西日本旅客鉄道株式会社 三ノ宮駅N5発行 10134-02 印紙税申告納 付につき大淀 税務署承認済			
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)			
(備考) 要請・陳情活動者 しらくに高太郎 要請・陳情先 外務副大臣 藤井比早之 外務省国際協力局国別第3課 駐日ウクライナ特命全権大使コルンスキー・ゼルギー大使 期間 令和7年1月2,2日		小計(単位:円) ￥40,320-	

使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号
(領収書等貼付面)		
領 収 書 自由民主党神戸市会議員団 無所属の会 様 Receipt 領収年月日 2025-1-22 登録番号: T1120001059675 金額 ￥20,160 (消費税等込み) 税10% 上記金額確かに領収いたしました 購入商品 JR乗車券類 (10302-1枚) 西日本旅客鉄道株式会社 新神戸駅N3発行 20303-01 印紙税申告納 付につき大淀 税務署承認済		
領 収 証 自由民主党神戸市会議員団・無所属の会 様 2025年 1月22日 金20,160円 ただし、乗車券類代 として、上記金額を受領しました。 適用税率 10% 東日本旅客鉄道株式会社 登録番号 T9011001029597 東京824 No.000016 本領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、 長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。		
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)		
(備考)要請・陳情活動者 植中雅子 要請・陳情先 外務副大臣 藤井比早之 外務省国際協力局国別第3課 駐日ウクライナ特命全権大使コルンスキー・ゼルギー大使 期間 令和7年1月22日		小計(単位:円) ¥40,320-

使途項目	要請・陳情活動費	領 収 書 整理番号	33
(領収書等貼付面)			
領収書 RECEIPT			
宛名 RECEIVED FROM	自由民主党神戸市会議員団・無所属の会 様		
お預かり番号 RESERVATION NUMBER	2014		
金額計 TOTAL AMOUNT	¥19,960 (10%・税込) (クレジットカード利用・Credit card use)	内容 DETAIL	乗車券類のご購入代金 TICKETS PRICE
購入日 DATE OF PURCHASE	2025年1月18日	乗車日 DATE OF DEPARTURE	2025年1月22日
取扱カード会社 CARD COMPANY	MUFG	クレジットカード番号 CARD NUMBER	XXXXXXXXXXXXXXXXXX
列車名・券種 利用区間	のぞみ47号 東京 → 新神戸 FROM TO		
東海旅客鉄道株式会社 Central Japan Railway Company 登録番号 T3180001031569			
			
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)			
(備考)要請・陳情活動者 平井真千子 要請・陳情先 外務副大臣 藤井比早之 外務省国際協力局国別第3課 駐日ウクライナ特命全権大使コルンスキー・ゼルギー大使 期間 令和7年1月22日		小計(単位:円) ¥19,960-	

令和7年1月20日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

会派の代表者の氏名

平井真千子



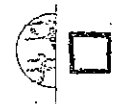
要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
1・21	参議院議員 浜田 聡 事務所	行政措置の義務的経費の取り扱いについての要望	要 (15:00頃) ・ ☒ 否
1・22	外務副大臣 藤井比早之 議員 (外務省)	・自由民主党神戸市会議員団内で設立した 「ウクライナ友好・支援神戸市会議員連 盟」の今後の活動に対する支援の要請 ・今後予想されるウクライナの復興支援に おいて、阪神・淡路大震災を経験した神 戸市の復興に関する知見を活かした支援 に対する協力について	要 (10:00頃) ・ ☒ 否
・22	外務省 国際協力局 国別第3課	〃	要 (10:30頃) ・ ☒ 否
・22	駐日ウクライナ、 特命全権大使 コルンスキー・ ゼルギー 大使 (在日ウクライナ大使館)	〃	要 (14:00頃) ・ ☒ 否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和7年1月21日から令和7年1月22まで 2日間			備 考
① 議 員 (1名分)		60,230円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		60,230円	
			要請・陳情活動代表者 上島寛弘

市 会 議 長 様

会派代表者



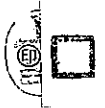
令和7年3月31日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

要請・陳情活動代表者の氏名

上 畠 寛 弘



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

上畠寛弘

2 要請・陳情先

- ・参議院議員浜田 聡 事務所（1月21日）
- ・外務副大臣 藤井比早之 議員（外務省）（1月22日）
- ・外務省 国際協力局国別第3課
- ・駐日ウクライナ 特命全権大使 コルンスキー・ゼルギー 大使（在日ウクライナ大使館）

3 要請・陳情活動を行った期間 令和7年1月21日から22日まで

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 60,230	円	円 39,880
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 61,050	円	円 40,280
過 不 足 (不足△)		円 △820	円	円 △400

※航空賃、鉄道賃（急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。）については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

【1月21日 参議院議員 浜田 聡 事務所】

当方より、神戸市福祉局ならびに行財政局に対して、次の質問をした。

Q:議会において、法令により負担する経費、法律に基づき当該行政庁の職権により命ずる経費 その他の地方公共団体の義務に属する経費を削除し又は減額する議決をしたときは、長は、その経費及びこれに伴う収入について、理由を示して再議に付さなければならない、と地方自治法には規定されています。再議の対象となる経費として、生活保護費（法令により負担する経費として生活保護費は義務費であると考えますが）は、厚労省からの通知を根拠とする外国人生活保護に係る経費は義務的経費に該当しますか。

A:これに対して、福祉局は厚生労働省に電話で照会し見解を得て、次の通りの回答を福祉局より当方に行った。

外国人にかかる保護費は、法に基づく保護費の予算と区別することは困難であり、予算計上や予算執行にあたっては、法に基づく保護費と一体的に取り扱うこととしていることから、法に基づく保護費と同様の取扱いとされたい。

法的義務のない外国人の生活保護について義務的経費に組み込まれることはあり得ないことであり、本件について、行政措置の義務的経費の取り扱いについての要望として参議院議員浜田聡事務所を通じて 秘書に相談し、改善を求めた。これを受けて更に浜田聡事務所より次の照会が行われることとなり、現在、回答を待っている状況であり、引き続き改善に向けて取り組んで参りたい。

以下、対応に関して、 秘書より当方に送付されたメールより抜粋。

『先程は事務所にお越しくださしましてありがとうございます。

お話し頂きました件、取り急ぎ下記を浜田聡事務所より行いました。

1. 厚生労働省へ事実確認と見解、見解が神戸市への回答と同じであれば、外国人の生活保護が義務的経費となるとされる根拠を示すよう質問
2. 参議院調査室へ下記を調査依頼

【依頼内容】

義務的経費について

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/17data/yougo.html

1. 義務的経費の要件（定義）と、その根拠
└法令以外の、各省庁の通知、通達、規則などによって経費が認められているものがあれば、どのようなものがあるのか等詳細に知りたいです。
2. 義務的経費に掛かる規制内容の詳細（任意に削減できない極めて硬直性が強い経費、の詳細）
3. 現在の義務的経費に何があるか、また例外的に義務的経費とされない等の事案について知りたいです。』以上

1月22日には、外務省を訪問し、藤井比早之外務副大臣に対し、神戸市のウクライナ支援についての纏々説明を実施。今後、ウクライナ復興において日本が関与する場合においては神戸市内企業にとっても参画することによって、復興事業を通じて神戸市益に繋がるよう要請を実施。

駐日ウクライナ大使に対しては万博開催にあたっては、ウクライナ要人の来日にあたり、神戸市への訪問やシンポジウムの開催を要望。またウクライナ支援について神戸市のこれまでの取組み等説明を行い、今後の神戸市とウクライナの交流の強化についても要請を行った。

5 要請・陳情活動結果の概要

要請・陳情目的：2024年12月に自民党内でウクライナ友好支援神戸市会議員連盟を立ち上げ、外務省藤井外務副大臣、及びウクライナ大使館セルゲルスキ大使を訪問し意見交換を行った。

日時：2025年1月22日 水曜日

訪問場所：外務省 衆議院議員会館

1) 藤井外務副大臣との面談

神戸市会自民党内でウクライナ友好支援神戸市会議員連盟を立ち上げ、その報告を行った。岡部芳彦ウクライナ名誉領事にも同行いただいた。

神戸市との関係性が深いウクライナとの友好が深まるように、又、ウクライナ復興に神戸・兵庫の企業が尽力できないかなど商工会議所にも発足を報告・要望してきたことを報告した。

藤井大臣からは神戸は震災30年で瓦礫処理のノウハウを発揮してほしい、また議連が地方から立ち上がっていただいたことは嬉しいなどのコメントがあった。

2) 外務省 国際協力局 国別開発協力第三課からウクライナの国際協力の現状を聴取

門脇首席事務官

川嶋課長補佐

岩井課長補佐

外務省国際協力局よりウクライナの現状の説明をいただいた。トランプ政権、G7がどう動くか不透明であるが復旧復興フェーズに入っているところもある。

欧州と連携しながら支援を考えている事は、電力、インフラ、鉄道の破壊や線路の復旧などがある。万博に向けてはウクライナ館が出来、要人も来るだろう。

去年2月復興会議があり、今後どうしていくかに関しては官民連携となる。現状、日本企業はウクライナに行くというのは厳しい。無償資金援助で必要なものは基礎インフラニーズ、電力、水道、簡易な水道システム、簡易な電力システム、地雷除去、医療の機材協力、瓦礫処理プロジェクト、技術協力、ショベルカーなどがある。状況が落ち着けば水道も専門家派遣可能かと思う。昨年盛山文科大臣がウクライナに入られて積極的に動かれた。などの説明があった。

3) ウクライナ大使館

セルギー・コルスンスキー特命全権大使と面談

ウクライナ議連 会長 森英介衆議院議員にも同行いただいた。

コルスンスキー大使より以下の発言があった。今回の議連の発足における感謝。森先生、岡部名誉領事にも感謝。神戸市とリビウ市の関係は大変良い。兵庫県のリハビリとトレーニングに関しても感謝している。復興に関しては日本に学ぶべきと本国にいつている。ウクライナの専門家に日本の知識を学びウクライナ復興に活かしてももらいたい。戦争が停止になり復興のフェーズになることを期待している。ロシア侵攻に対する国会決議を進んで行ってくれたのは森先生のおかげである。万博ではパビリオンスペースをいただいた。ウクライナ経済復興大臣も来日する。皆様からのビジネス 政治のレベルでマッチングいただきたい。ナショナルデイ 8月5日に決まった。市議会のレベルで議連発足の動きがあったのは初めてですので是非発信したい。日本とウクライナは離れているが互いの隣国はロシアだけ。人ごとではないなどの発言があった。

(所感)

今回の訪問は、自民党会派の中でウクライナ友好・支援に関心を持つ議員で行いました。阪神・淡路大震災から30年という節目の年にあたり、神戸が経験してきた震災からの復興の知見やノウハウが、今後のウクライナの復興に少しでも役立てばとの思いから発足しました。被災地としての神戸は、その経験をウクライナの皆様と共有し、戦禍の中にある方々の希望や再生への道を支える一助になればと考えています。

ウクライナ側からはリビウと神戸市の関係や、兵庫県が有するリハビリ・トレーニングの先進的な取り組みも評価いただいていることを感じました。

また、4月には大阪・関西万博が開催され、ウクライナ館の設置も予定されています。また、8月5日の「ナショナルデイ」には、ウクライナ経済復興大臣の来日も予定されているとのことでありました。今後、停戦から復興のフェーズに入った際には、神戸・兵庫の企業、そして地域全体が持つ力を結集し、ウクライナの再生に貢献できるよう、議連の活動を通じて情報収集・友好・支援活動を継続して取り組んでまいります。

以上

使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	29
------	----------	-------------	----

(領収書等貼付面)

(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)

(備考)要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 ・参議院議員 浜田 聡事務所 (1月21日) ・外務副大臣 藤井比早之 (1月22日) ・外務省国際協力局国別第3課 ・駐日ウクライナ特命全権大使コルンスキー・ゼルギー大使 期間 令和7年1月21～22日	小計(単位:円) ¥40,280-
--	---------------------------------

令和7年1月20日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

会派の代表者の氏名

平井真千子

要請・陳情活動について（届出）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
浅井美佳			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
1・21	総務省行政管理局	・独立行政法人改革の経緯及び現状について ・独立行政法人・特殊法人の給与水準について	要（16：30頃）・ ☒ 否
1・22	外務副大臣 藤井比早之 議員 (外務省)	・自由民主党神戸市会議員団内で設立した「ウクライナ友好・支援神戸市会議員連盟」の今後の活動に対する支援の要請 ・今後予想されるウクライナの復興支援において、阪神・淡路大震災を経験した神戸市の復興に関する知見を活かした支援に対する協力について	要（10：00頃）・ ☒ 否
・22	外務省 国際協力局 国別第3課	〃	要（10：30頃）・ ☒ 否
・22	駐日ウクライナ 特命全権大使 コルンスキー・ ゼルギー 大使 (在日ウクライナ大使館)	〃	要（14：00頃）・ ☒ 否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和7年1月21日から令和7年1月22まで 2日間			備 考
① 議 員 (1名分)		60,910円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		60,910円	
			要請・陳情活動代表者 浅井美佳

市 会 議 長 様

会派代表者



令和7年3月31日

会派の名称

 自由民主党神戸市会議員団・無所属の会
 要請・陳情活動代表者の氏名

浅井 美佳



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

浅井美佳

2 要請・陳情先

- ・総務省行政管理局（1月21日）
- ・外務副大臣 藤井比早之 議員（外務省）（1月22日）
- ・外務省 国際協力局国別第3課
- ・駐日ウクライナ 特命全権大使 コルンスキー・ゼルギー 大使（在日ウクライナ大使館）

3 要請・陳情活動を行った期間 令和7年1月21日から22日まで

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 60,910	円	円 40,320
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 59,510	円	円 38,380
過 不 足 (不 足 △)		円 1,400	円	円 1,940

※航空賃、鉄道賃（急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。）については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

※ 別紙参照

【訪問先】総務省行政管理局

【内容】独立行政法人改革の経緯及び現状について、ならびに、独立行政法人・特殊法人の給与水準についての説明、質疑応答ならびに意見交換。要旨は以下の通り：

【独立行政法人の現状】

過去の独立行政法人制度改革により、法人の統廃合（平成25年の改革に基づく統廃合では100法人が87法人に）やPDCAサイクルが機能する仕組みの構築が実施された。

こうした過去の改革を踏まえ、現在は、法人統廃合のような改革は具体的には挙がっておらず、構築されたPDCAサイクルの着実な実施による業務改善を行いながら、政策課題等の複雑困難化、増加する国の業務を受けて独立行政法人の知見・ノウハウを有効に活用していく段階。

【独立行政法人の目標管理】

独立行政法人は、法人を所管する各府省（主務大臣）が法人に目標を示し、法人が業務運営し、各府省が評価・見直しを行うこと等によりPDCAサイクルを管理。評価結果は法人の責任を明確化するとともに、役員人事（再任要否）の検討や役員の退職金算定に用いられるなどしている。

各府省の目標や評価は、統一的に適正に評価できるよう、第三者機関である総務省独立行政法人評価制度委員会がチェックし、必要に応じて意見する。

【独立行政法人の肥大化の抑制】

既存の独立行政法人については、中期目標期間終了時には各府省が法人の存廃も含めて法人全体の見直しを実施する。独立行政法人（・特殊法人）を新設する場合や、新たな業務を追加する場合、法人を所管する府省が法案を提出する前には政府内で総務省行政管理局が審査を行うことで、政府全体としての独立行政法人の肥大化の抑制が図られている。

【独立行政法人の給与の仕組み】

独立行政法人の給与については各法人で労使交渉を経て決定される。国家公務員の給与を考慮することとされているため、実際の現場では、国家公務員の給与水準の動向が相当程度意識される。平成25年の改革において、一定の場合には国家公務員より高い給与とすることも可能であるが、水準公表や合理性の検証・公表を行う、つまり透明性や説明責任を徹底するという方針が明確化され、運用されている。

【独立行政法人の課題】

上記のように、法人統廃合のような改革ではなく、適切な目標管理や運用による「独立行政法人の活用」が行われている中で、昨今では、能力ある職員をはじめとするリソース確保や、DXが課題。

制度というよりも運用面での課題であり第一義的には各法人において取り組むべきものであるものの、総務省独立行政法人評価制度委員会において、限られた資源を最大限活用するための資源配分の重点化（メリハリ付け）の考え方を示すなどが行われている。

また、総務省においては、DXを各府省（主務大臣）のから独立行政法人への中期目標に位置付けて実効的に取り組むよう促しているほか、様々な独立行政法人の活動を一覧的にデータとして一層「見える化」するためのデータベースのようなものの開発・運用ができないかといった検討が行われている。

【視察写真】



5 要請・陳情活動結果の概要

要請・陳情目的：2024年12月に自民党内でウクライナ友好支援神戸市会議員連盟を立ち上げ、外務省藤井外務副大臣、及びウクライナ大使館セルゲルスキ大使を訪問し意見交換を行った。

日時：2025年1月22日 水曜日

訪問場所：外務省 衆議院議員会館

1) 藤井外務副大臣との面談

神戸市会自民党内でウクライナ友好支援神戸市会議員連盟を立ち上げ、その報告を行った。岡部芳彦ウクライナ名誉領事にも同行いただいた。

神戸市との関係性が深いウクライナとの友好が深まるように、又、ウクライナ復興に神戸・兵庫の企業が尽力できないかなど商工会議所にも発足を報告・要望してきたことを報告した。

藤井大臣からは神戸は震災30年で瓦礫処理のノウハウを発揮してほしい、また議連が地方から立ち上がっていただいたことは嬉しいなどのコメントがあった。

2) 外務省 国際協力局 国別開発協力第三課からウクライナの国際協力の現状を聴取

門脇首席事務官

川嶋課長補佐

岩井課長補佐

外務省国際協力局よりウクライナの現状の説明をいただいた。トランプ政権、G7がどう動くか不透明であるが復旧復興フェーズに入っているところもある。

欧州と連携しながら支援を考えている事は、電力、インフラ、鉄道の破壊や線路の復旧などがある。万博に向けてはウクライナ館が出来、要人も来るだろう。

去年2月復興会議があり、今後どうしていくかに関しては官民連携となる。現状、日本企業はウクライナに行くというのは厳しい。無償資金援助で必要なものは基礎インフラニーズ、電力、水道、簡易な水道システム、簡易な電力システム、地雷除去、医療の機材協力、瓦礫処理プロジェクト、技術協力、ショベルカーなどがある。状況が落ち着けば水道も専門家派遣可能かと思う。昨年盛山文科大臣がウクライナに入られて積極的に動かれた。などの説明があった。

3) ウクライナ大使館

セルギー・コルスンスキー特命全権大使と面談

ウクライナ議連 会長 森英介衆議院議員にも同行いただいた。

コルスンスキー大使より以下の発言があった。今回の議連の発足における感謝。森先生、岡部名誉領事にも感謝。神戸市とリビウ市の関係は大変良い。兵庫県のリハビリとトレーニングに関しても感謝している。復興に関しては日本に学ぶべきと本国にいつている。ウクライナの専門家に日本の知識を学びウクライナ復興に活かしてももらいたい。戦争が停止になり復興のフェーズになることを期待している。ロシア侵攻に対する国会決議を進んで行ってくれたのは森先生のおかげである。万博ではパビリオンスペースをいただいた。ウクライナ経済復興大臣も来日する。皆様からのビジネス 政治のレベルでマッチングいただきたい。ナショナルデイ 8月5日に決まった。市議会のレベルで議連発足の動きがあったのは初めてですので是非発信したい。日本とウクライナは離れているが互いの隣国はロシアだけ。人ごとではないなどの発言があった。

(所感)

今回の訪問は、自民党会派の中でウクライナ友好・支援に関心を持つ議員で行いました。阪神・淡路大震災から30年という節目の年にあたり、神戸が経験してきた震災からの復興の知見やノウハウが、今後のウクライナの復興に少しでも役立てばとの思いから発足しました。被災地としての神戸は、その経験をウクライナの皆様と共有し、戦禍の中にある方々の希望や再生への道を支える一助になればと考えています。

ウクライナ側からはリビウと神戸市の関係や、兵庫県が有するリハビリ・トレーニングの先進的な取り組みも評価いただいていることを感じました。

また、4月には大阪・関西万博が開催され、ウクライナ館の設置も予定されています。また、8月5日の「ナショナルデイ」には、ウクライナ経済復興大臣の来日も予定されているとのことでありました。今後、停戦から復興のフェーズに入った際には、神戸・兵庫の企業、そして地域全体が持つ力を結集し、ウクライナの再生に貢献できるよう、議連の活動を通じて情報収集・友好・支援活動を継続して取り組んでまいります。

以上

使途項目	要請・陳情活動費	領 収 書 整理番号	30
(領収書等貼付面)			
領収書 RECEIPT			
宛名 RECEIVED FROM		自由民主党神戸市会議員団・ 無所属の会 様	
お預かり番号 RESERVATION NUMBER		2017	
金額計 TOTAL AMOUNT	¥ 19,190 (10 % ・ 税込) (クレジットカード利用・Credit card use)	内容 DETAIL	乗車券類のご購入代金 TICKETS PRICE
購入日 DATE OF PURCHASE	2025年1月21日	乗車日 DATE OF DEPARTURE	2025年1月21日
取扱カード会社 CARD COMPANY	J C B	クレジットカード番号 CARD NUMBER	XXXXXXXXXXXXXXXXXX
列車名・券種 利用区間	のぞみ386号 新大阪 → 東京 FROM TO		
東海旅客鉄道株式会社 Central Japan Railway Company 登録番号 T3180001031569			
			
領収書 RECEIPT			
宛名 RECEIVED FROM		自由民主党神戸市会議員団・ 無所属の会 様	
お預かり番号 RESERVATION NUMBER		2018	
金額計 TOTAL AMOUNT	¥ 19,190 (10 % ・ 税込) (クレジットカード利用・Credit card use)	内容 DETAIL	乗車券類のご購入代金 TICKETS PRICE
購入日 DATE OF PURCHASE	2025年1月22日	乗車日 DATE OF DEPARTURE	2025年1月22日
取扱カード会社 CARD COMPANY	J C B	クレジットカード番号 CARD NUMBER	XXXXXXXXXXXXXXXXXX
列車名・券種 利用区間	のぞみ77号 東京 → 新大阪 FROM TO		
東海旅客鉄道株式会社 Central Japan Railway Company 登録番号 T3180001031569			
			
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)			
(備考) 要請・陳情活動者 浅井美佳 要請・陳情先 ・総務省行政管理局 (1月21日) ・外務副大臣 藤井比早之 (1月22日) ・外務省国際協力局国別第3課 駐日ウクライナ特命全権大使コルンスキー・ゼルギー大使 期間 令和7年1月21～22日		小計(単位:円) ¥ 38,380-	

令和7年3月31日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

会派の代表者の氏名

平井真千子



要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

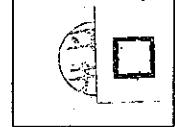
要請・陳情活動者氏名

上畠寛弘

月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
3・31	台北駐日経済文化 代表処（駐日台湾 大使館）	神戸空港と桃園国際空港、台中国際空港 の就航にあたり、定期線実現に向けた需 要喚起の連携及びプリクラアランス導入 について要望	要（13：00 頃）・ ☒ 否
.			要（ : 頃）・否
.			要（ : 頃）・否
.			要（ : 頃）・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和7年3月31日			備 考
① 議 員（ 1 名分）		43,420円	
② 政 務 調 査 員（ 名分）		円	
③ 要請・陳情活動費合計（①+②）		43,420円	要請・陳情活動代表者 上畠寛弘

市 会 議 長 様

会派代表者

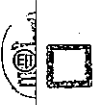


令和7年4月2日

会派の名称

 自由民主党神戸市会議員団・無所属の会
 要請・陳情活動代表者の氏名

上 畠 寛 弘



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

上畠寛弘

2 要請・陳情先

台北駐日経済文化代表処

3 要請・陳情活動を行った期間

令和7年3月31日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,420	円	円 40,280
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,120	円	円 39,960
過 不 足 (不 足 △)		円 300	円	円 320

※航空賃、鉄道賃（急行料金、座席指定料金等が必要なものに限り。）については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

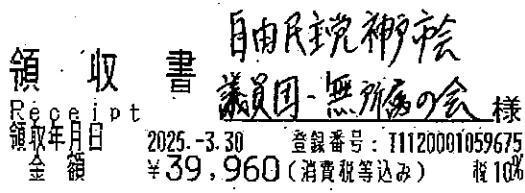
台北駐日經濟文化代表處(台灣代表處)
政務副代表

蔡 明 耀

〒100-8100
東京都港区白金台五丁目二番二
電話(03)3288-0178(直通)
FAX(03)3288-0178
E-mail:my.isa1899@hotmail.com

台北駐日經濟文化代表處政務副代表（公使相当）と面談。蔡副代表にはこの度の神戸空港と台湾線就航にあたって格別のご協力を賜ったことから御礼を申し上げるとともに、神戸空港と桃園国際空港、台中国際空港の就航にあたり、定期線実現に向けた需要喚起の連携及びプレクリアランス導入について要望を実施。今回の神戸・台湾線就航についてはあくまでチャーター便であることから、2030年に向けての定期線実現に向けて、台湾観光客の方々の多くの神戸空港を使った訪問の為の需要喚起を台湾側としてもお願いしたい旨、また現在、神戸観光局は桃園市観光旅游局と連携のMOUを締結しているが、今後、台湾観光局とのMOUや台中市との観光MOUを結びたい旨を提案し、今後、台中市政府の紹介をして頂けることとなった。また、需要喚起については、チャーター便についての路線は、スターラックス航空とエバー航空がまずは実現となったところであるが、蔡副代表からはタイガーエアも希望をしたが、キャパシティーに課題があり実現できなかったとの話があった為、引き続き、神戸空港へのタイガーエア乗り入れについては連携して取り組んでいくことを確認した。希望としては台湾南部・高雄との就航を目指して参りたい。また、プレクリアランスについては大変訪日をする台湾観光客にとっては利便性の向上につながることから、台湾サイドとしてはプレクリアランスの導入については歓迎したい旨の回答を得た。今後は日本政府・法務省との調整となることから、引き続き取り組みたい。

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	要請・陳情活動費	領 収 書 整理番号	00 /
(領収書等貼付面)			
 領 収 書 Receipt 領収年月日 2025-3-30 登録番号: T1120081059675 金 額 ￥39,960 (消費税等込み) 税10% (クレジット扱い) 購入商品 J R乗車券類 (10274 4枚) 西日本旅客鉄道株式会社 東) 住吉MK53発行 20275-01 印紙税申告納 付につき大淀 税務署承認済			
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)			
(備考) 要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 北駐日経済文化代表処 期間 令和7年3月31日		小計(単位:円) ￥39,960-	

令和7年1月 28日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

会派の代表者の氏名

平井真千子

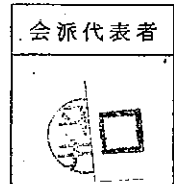


要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
上畠寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
1・28	駐日パラオ共和国 大使館	大阪関西万博に伴うパラオ共和国の要人の神戸市表敬及び神戸市とパラオ共和国との交流について	要(15:00頃)・ ☒ 否
			要(: 頃)・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和7年1月28日			備 考
① 議 員 (1 名分)		43,040円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計(①+②)		43,040円	要請・陳情活動代表者 上畠寛弘

市 会 議 長 様



令和7年3月31日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

要請・陳情活動代表者の氏名

上 島 寛 弘



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

上島寛弘

2 要請・陳情先

駐日パラオ共和国大使館

3 要請・陳情活動を行った期間

令和7年1月28日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金, 座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,040	円	円 39,880
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,040	円	円 39,880
過 不 足 (不足△)		円 0	円	円 0

※航空賃, 鉄道賃(急行料金, 座席指定料金等が必要なものに限る。)については, 領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

駐日パラオ共和国大使館を訪問。

パラオ共和国は兵庫県と友好協定を締結しているもののあまり交流が盛んではないことから、国全体との友好という稀有な関係性かつ親日国であることから神戸市とパラオ共和国の今後の積極的な友好関係構築とともに神戸市のブランディングの醸成、また、神戸市が昨今交流が盛んである台湾の数少ない国交国であるという観点からも台湾に対する神戸市の支援と台湾における神戸市のイメージ向上の為にもパラオ共和国との交流を行うべく、この度はパラオ共和国大使館を訪問した。

当日は、村上議員と共に訪問を行った。大使館側からはクリスチャン・エピソン・ニコレスク公使（公使のお祖父様は元大統領）が対応を下さり、大阪関西万博に伴うパラオ共和国の要人の神戸市表敬及び神戸市とパラオ共和国との交流について要望。大統領の来日も現在検討されており、その際には神戸市の訪問についても具体的に考えたい旨の回答を得た。また、神戸空港の国際化に伴い、神戸空港からパラオ共和国に対するチャーター便の就航についても共に連携して実現を目指すことを確認した。



使途項目	要請・陳情活動費	領 収 書 整理番号	32
(領収書等貼付面)			
領 収 書 自由民主党 神戸市会議員 田無所属 会 様 Receipt 領収年月日 2025.1.27 登録番号: T1120001059675 金 額 ￥39,880 (消費税等込み) 税10% (クレジット扱い) 購入商品: J-REX乗車券類 (00028-4枚) 西日本旅客鉄道株式会社 三ノ宮駅MK32発行 10029-02 印紙税申告納 付につき大淀 税務署承認済			
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)			
(備考)要請・陳情活動者 上畠寛弘 要請・陳情先 駐日パラオ共和国大使館 期間 令和7年1月28日		小計(単位:円) ¥39,880-	

令和6年8月22日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

会派の代表者の氏名

平井真千子



要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請：陳情活動者氏名

上畠寛弘

月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
8・22	参議院議員 自見はなこ事務所 (参議院議員会館)	令和7年度神戸市国家予算要望について	要(16:00頃)・ ☒
			要(: 頃)・否
			要(: 頃)・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和6年8月22日			備 考
① 議 員 (1 名分)		43,870円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		43,870円	要請・陳情活動代表者 上畠寛弘

市 会 議 長 様

会派代表者印



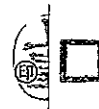
令和7年5月19日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

要請・陳情活動代表者の氏名

上 畠 寛 弘



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

上畠寛弘

2 要請・陳情先

参議院議員 自見はなこ事務所

3 要請・陳情活動を行った期間 令和6年8月22日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,870	円	円 40,500
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 33,670	円	円 30,300
過 不 足 (不足△)		円 10,200	円	円 10,200

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限り。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

5 要請・陳情活動結果の概要

参議院議員 自見はなこ事務を訪問神戸市発行の令和7年度国家予算要望を提出。国家予算要望について特に神戸空港国際化に向けた支援についても掲載されており、本件についての力添えを要請。



1. 神戸空港の国際化を契機とした取組みの推進

1-1 神戸空港の国際化を契機とした取組みの推進

・国際化、国際化、国際化、国際化、国際化、国際化、国際化、国際化、国際化、国際化

1) 神戸空港の機能強化に対する財政支援

○ 神戸空港の機能強化及び周辺整備の推進

・神戸空港が関西全体の航空需要に対応するため、空港施設の拡張や伊丹の国際性向上に資する他流的な航空機整備施設の整備への導入に対して財政支援を行うこと
 ・関西国際空港との連携強化に資する滑走路Aとターミナル間の接続に整備を行うターミナル間の国際性向上に向けた多岐にわたる整備への財政支援を行うこと

2) 神戸空港の国際化に対する支援

○ 神戸空港の国際化に向けたCICの体制整備

・円滑な国際チャーター機や貨物のため、航空法、関税法、出入国管理法、海商法、航空法の改正による整備を行うとともに、CIC（国際・出入国管理・貨物）の人員増強、事務体制の整備を行うこと

3) プライベートジェットの導入に向けた整備

○ プライベートジェットの導入促進に向けた規制緩和

・国際プライベートジェットの導入促進に資する国際線の導入時期、プライベートジェット導入の規制緩和を行うこと

○ プライベートジェットの施設整備に対する補助制度の創設

・国際線が利用できるプライベートジェット専用ターミナル、エプロン、格納庫の整備に対する補助制度を創設すること

<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/72992/r7yosanyouboupress.pdf>

とりわけ、自見議員におかれては神戸市の国家予算要望にも組み込まれ、かねてから私より主張、議会においても改善する留学生の健康保険加入問題についても問題視をされており、本件は自見議員からも神戸市からこのように意見がまとまっていることがありたがく、地方の実態として、国会の場においても改善に向けて取り組むことについて確約をいただいた。引き続き、連携して取り組んで参りたい。

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	要請・陳情活動費	領 収 書 整理番号	34												
(領収書等貼付面)  記号 番号 6-10-10 7209 7710 係  6-10-10 (J F R カード) 支払 472,378 * <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">24/08/22</td> <td style="width: 20%;">JR西日本</td> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 15%;">15,490</td> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 40%;">15,490</td> </tr> <tr> <td>24/08/22</td> <td>JR西日本</td> <td>1</td> <td>14,810</td> <td>1</td> <td>14,810</td> </tr> </table> ※ 上記、引き落とし額、472,378円の内、JR西日本 新幹線切符代として、30,300円を計上 (領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)				24/08/22	JR西日本	1	15,490	1	15,490	24/08/22	JR西日本	1	14,810	1	14,810
24/08/22	JR西日本	1	15,490	1	15,490										
24/08/22	JR西日本	1	14,810	1	14,810										
(備考)要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 参議院議員 自見はなこ事務所 期間 令和6年8月22日		小計(単位:円) ￥30,300-													

使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	34
------	----------	-------------	----

(請求書・納品書等貼付面)

JFRCARD

2024年10月10日のお支払い明細

2024年9月25日 発行

お名前	上島 寛弘 様	金融機関	
お支払い日	2024年10月10日 (木)	支店	
お支払い合計額	472,378円	科目	
カード名称	大丸松坂屋お得意様J-カード	口座番号	*****
お客様ID			
カード入会日・切替日	2020年1月9日		

*預金口座へのご入金引落日の前日までにお申し込みます。上記口座よりお引落となります。

【リボ払い・分割払い(含む2回払い、ボーナス一括払い)のお支払いについて】
商品の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合や、役務の未提供などを理由にお支払いを止めることができる場合があります。

【利用明細のご説明】

●ご利用店 大丸 01=心斎橋 02=東京 03=京都 04=神戸 06=梅田 07=札幌 53=下関 45=須磨 46=芦屋 松坂屋 10=名古屋 11=上野 12=静岡 14=高松 51=高知 55=熊本 19=大丸松坂屋カタログ通販 93=オンライン通販

■支払区分 1=1回払 2=2回払 3~36=分割払 ポ1=ボーナス一括払 リボ=リボ払

◆支払回数

★支払変更 #=おとからリボ可能 B=あとから分割可能 b=あとリボ・あと分割いずれも可能 C=キャッシングもあとからリボ可能

★ 支払 変更	ご利用日	● ご利用明細	■ ご利用金額	◆ お支払金額	お支払総額	内手振料
			内入金		現地通貨額	通貨等率 換算レート 換算日
		(大丸松坂屋お得意様J-カード) 上島 寛弘 様				
	24/08/16		1	1		
	24/08/16		1	1		
	24/08/16		1	1		
	24/08/17		1	1		
	24/08/17		1	1		
	24/08/18		1	1		
	24/08/18		1	1		
	24/08/19		1	1		
	24/08/20		1	1		
	24/08/22		1	1		
	24/08/22	J R西日本	1 15,490	1 15,490		
	24/08/22	J R西日本	1 14,810	1 14,810		
	24/08/22		1	1		
	24/08/22		1	1		
	24/08/23		1	1		
	24/08/24		1	1		
	24/08/24		1	1		
	24/08/25		1	1		
	24/08/25		1	1		
	24/08/26		1	1		
	24/08/26		1	1		
	24/08/26		1	1		

(請求書・納品書は重なり合わないよう貼付してください。領収書等を貼付しないでください。)

(備考) 要請・陳情活動者 上島寛弘

要請・陳情先 参議院議員 自見はなこ事務所

期間 令和6年8月22日

令和6年12月10日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

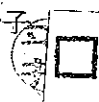
会派の代表者の氏名

平井 真千子

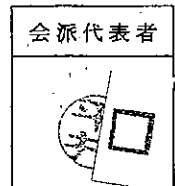


要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名 坊やすなが			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
12・12	参議院議員 山東昭子事務所他 (参議院議員会館)	大阪湾岸道路西伸部整備推進神戸市会議員連盟 国会議員への要望	要(9:00頃)・ ☒
・12	「阪神湾岸地域高速道路網整備促進国会議員連盟」第8回総会(ビジョンセンター赤坂)	大阪湾岸道路西伸部整備推進神戸市会議員連盟 国の関係官庁への要望	要(17:00頃)・ ☒
・13	衆議院議員 菅義偉 事務所他 (衆議院議員会館)	大阪湾岸道路西伸部整備推進神戸市会議員連盟 国会議員への要望	要(10:00頃)・ ☒
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和6年12月11日～13日			備 考 12月12日の午前中の要請・陳情先との面談時間が早朝のため、前日の宿泊を認めます。
① 議 員 (1名分)		75,060円	団長 平井真千子 
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計(①+②)		75,060円	要請・陳情活動代表者 坊やすなが

市 会 議 長 様



令和7年3月24日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団・無所属の会

要請・陳情活動代表者の氏名

坊 やすなが

要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

坊 やすなが

2 要請・陳情先

参議院議員 山東昭子事務所他（参議院議員会館）

「阪神湾岸地域高速道路網整備促進国会議員連盟」第8回総会（ビジョンセンター赤坂）

衆議院議員 菅義偉 事務所他（衆議院議員会館）

3 要請・陳情活動を行った期間 令和6年12月11日から13日まで

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額①	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 75,060	円	円 40,320
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 34,320	円	円 0
過 不 足 (不 足 Δ)		円 40,740	円	円 40,320

※航空賃、鉄道賃（急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。）については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

阪神湾岸地域高速道路網整備促進国会議員連盟の第8回総会（令和6年12月12日）に、大阪湾岸道路西伸部整備推進神戸市会議員連盟の会長として出席しました。兵庫県内の国会議員の他、兵庫県、神戸市、西宮市、国土交通省幹部、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社らが参加し、要望、意見交換を行いました。

大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄）や神戸西バイパスでは工事が鋭意進められており、名神湾岸連絡線では国直轄道路事業に加えて有料道路事業が導入されました。高速道路ネットワークの整備が着実に進められていることに感謝を申し上げるとともに、昨今の建設資材や労務単価の高騰の影響などによる、各事業の事業費の増大や、それに伴う事業期間の長期化などが懸念されるため、一日も早い全線の完成に向けて、下記事項について要望を行いました。

- ・大阪湾岸道路西伸部及び神戸西バイパス
 - (1) 早期全線供用のため、有料道路事業の最大限活用を検討すること
 - (2) 昨今の社会情勢を踏まえた、更なるコスト縮減に努めること
 - (3) 早期全線供用に向けた具体的なスケジュールを示すこと
 - (4) 大阪湾岸道路西伸部については「みなと神戸」にふさわしい景観を創出すること
- ・ミッシングリンクの解消
一体となってネットワーク機能を発揮する大阪湾岸道路西伸部（全線）及び名神湾岸道路線の早期整備を図ること
- ・国土強靱化の取組
中長期的な見通しをもって国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、令和6年度補正予算の措置と合わせて、5か年加速化対策後の見通しを示すこと

また、総会の同日には参議院議員 山東昭子事務所、翌日（12月13日）には、衆議院議員 菅 義偉事務所を訪れ、上記の事項について要望活動を行いました。